

■後期基本計画

1章 未来を拓き生きる力を育てる教育の推進

1章 未来を拓き生きる力を育てる教育の推進

■施策の体系■

基本方針	具体的施策の内容
第1節 阿見町の教育の基本理念の普及・啓発	1. 9年間を通した切れ目ない教育の推進
第2節 幼児教育の推進	1. 幼・保・小連携の強化 2. 幼児教育の支援
第3節 確かな学力の定着を目指した教育の推進	1. 基礎・基本の確実な習得と活用する力の育成 2. 学習意欲の向上 3. 言語活動の充実 4. 外国語教育の推進 5. 理数教育の充実
第4節 時代に対応した教育の推進	1. 情報活用能力を育てる教育の充実 2. 環境教育の充実 3. 多文化共生の推進
第5節 学力を支える教師力の向上	1. 教員の資質向上 2. 多様な学習支援の充実
第6節 自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進	1. 個々の教育的ニーズに対応した指導の充実 2. 就学前からの支援充実と発達障害に対する理解促進



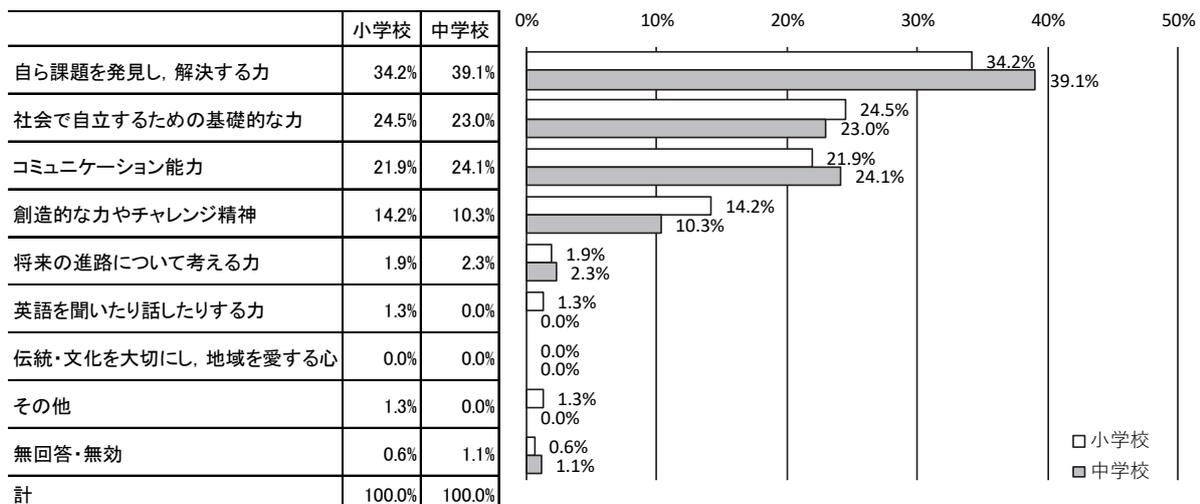
未来を拓き生きる力を育てる教育とは、児童生徒が、最近の著しい社会的変化に、主体的に向き合い関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるように、教育を通して必要な力を育てていくことです。

■「阿見町教育振興基本計画 後期基本計画」策定に係るアンケート調査（H28）

阿見町の学校教育で取り組んでいる項目についての満足度ランキング〔1章に關係する項目〕

	1	2	3
小学生保護者	基礎的な学力を 確実に身につける学習	特別支援教育 (障がいのある児童生徒に 適切な指導・支援)	情報モラル(倫理・道徳)の向上 や情報活用能力の充実
中学生保護者	特別支援教育 (障がいのある児童生徒に 適切な指導・支援)	基礎的な学力を 確実に身につける学習	情報モラル(倫理・道徳)の向上 や情報活用能力の充実
教職員	基礎的な学力を 確実に身につける学習	特別支援教育 (障がいのある児童生徒に 適切な指導・支援)	物事を多様な観点から 論理立てて考える学習

確かな学力や生きる力を身につけていくために、最も重要だと思うもの（教職員アンケート）



■重点事項■

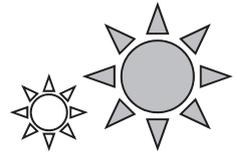
★1 小・中学校9年間を通した切れ目ない教育の推進

- ・一貫した教育理念に基づいた切れ目ない教育の推進及び幼保小の連携強化
- ・ICTを活用した授業の充実と情報モラル教育の強化
- ・それぞれの教育的ニーズに対応した特別支援教育の充実

★2 自立を促す確かな学力の醸成と教師・指導者の育成・支援

- ・学力低下・学力の二極化の改善のための対策強化
- ・学習支援のための多様な人材の活用（ボランティア，退職教員など）
- ・児童生徒の学力向上を支える教職員の労働環境の改善

第1節 阿見町の教育の基本理念の普及・啓発



■未来の姿■

阿見町に住む誰もが町の教育の基本理念を知り、ふるさと阿見町を大事にしています。

目標指標（未来の姿を実現するための指標）		平成28年度 （現況値）	平成34年度 （目標値）
1	小中一貫教育に関する研修や授業等，事業の実施回数 《①学習面②生活面③小中連携した行事等の3点において計画した内容を実施》	17回/年	20回/年

■取組方針■

豊かな自然環境に生まれ育てられてきた阿見町の地域性（風土・歴史・伝統など）を踏まえながら，教育課題に的確に対応し，阿見町らしい教育により，児童生徒の「生きる力」を醸成するため，小・中学校が共通の教育の基本理念に基づき教育活動を実践できるよう，教育の基本理念である「学びあい 支えあい 共に輝く人づくり」をまちぐるみで共有し，実践していきます。

また，幼児教育との連携を図りながら，義務教育期間9年間を通した切れ目ない教育を推進します。さらに，すべての子育て世代に対し，阿見町の教育の基本理念が伝わるよう，普及・啓発に努めます。

■具体的施策■

1. 9年間を通した切れ目ない教育の推進

①阿見町の教育の基本理念の周知・啓発

- ・町広報紙・ホームページに「阿見町教育振興基本計画」の概要を掲載するなど，計画の周知に努めます。
- ・阿見町の教育の方向性等を広く周知するために，「阿見町教育の基本理念」，「阿見町の教育目標」，「阿見町の学校教育目標」等を，町広報紙・ホームページだけでなく，学校要覧その他のメディアを活用しながら，広く町民に知らせる広報活動を行います。
- ・現在の教育の動向，指導要領の目指す姿など，教育に関する広報活動を分かりやすく，かつ広く行います。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
教育の基本理念の広報・啓発	「阿見町教育振興基本計画」及び「阿見の教育」を町ホームページに掲載し，教育の基本理念の普及・啓発を図る。阿見町学校教育指導方針を毎年度更新・作成するとともにその内容について周知を図る。	学校教育課 指導室

②「阿見町教育の日」の推進

- ・「いばらき県教育月間（11月）」に合わせて、「阿見町教育の日（毎年11月第1土曜日）」を設けて、町民みんなで子どもたちの教育について考え、学校・家庭・地域がそれぞれの「教育における役割」を見つめなおす機会を提供します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
教育の日開催事業	家庭教育に注力した講演会を開催する。	生涯学習課

③阿見町独自の小・中9年間を通した具体的かつ実践的な教育目標の構築

- ・小1プロブレム^{*}、中1ギャップ^{**}等の問題の解消を図り、9年間を通したスムーズで一貫した指導が行われるように、すべての小・中学校で連携した指導体制を構築します。

^{*}小1プロブレム:小学校に入学した1年生が、教室で集団行動ができない等の状況。近年ではこれが長期化する傾向にある。

^{**}中1ギャップ:中学校への進学に伴う学習内容や生活リズムの変化に対応することが出来ない生徒が増加しており、いじめや不登校などが発生する現象。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
小中連携推進事業	町教育推進委員会を核とし、小・中学校9年間を通した指導を行うため、中学校区ごとに学習や生活のルールづくりや重点目標を設定し、小中の連携を強化する。	指導室

④小・中学校の相互交流活動の充実

- ・小・中学校の児童生徒の交流活動を通して、小1プロブレム、中1ギャップ等の問題の解消を図るとともに、異年齢の関係づくりを行い、心身の成長を図ります。
- ・小・中学校の教員同士の交流活動を通して、学習指導法や生活指導法について共通した認識をもつことにより、中1ギャップの解消を目指します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
授業を見合う会	中学校区毎に「授業を見合う会」を年間6～7回実施し、小・中学校の教諭が相互に授業参観することにより、児童生徒の発達段階を具体的に把握し、指導法に反映する。	指導室
あいさつ声かけ運動事業（学校）	小・中学校合同でのあいさつ声かけ運動等を行い、交流を図る。	指導室

⑤学習の連続性を重視した進級時の学習サポートシステム

- ・学習は、連続的・反復的に行われるものであることから、児童生徒がスムーズに次の学年へ進級するために、県の学習診断テストの結果をもとにして復習等に力を入れた学習指導を行います。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
進級時の学習サポート事業	県の学力診断テストの結果をもとに、当該学年での学習内容の定着を図る。	指導室

⑥スタートカリキュラムの推進

- ・小1プロブレムに対応するために、小学校入学時に教科横断的な教育課程を設け、児童が義務教育の始まりにスムーズに適応していけるようなカリキュラムを実施します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
小一特別スタートカリキュラム	新1年生が小学校生活にスムーズに適応することができるよう、入学時に特別な教育課程を設ける。	指導室

⑦要保護者への経済的支援

- ・経済的理由で就学困難な要保護*及び準要保護*となっている家庭の児童生徒に対して学用品・修学旅行費・校外活動費・通学用品費・学校給食費・政令で定める疾病の医療費の負担・援助に努めます。

※要保護:生活保護を受けている人。

※準要保護:生活保護に準じる程度に困窮している人。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
要保護準要保護児童生徒就学援助	町就学援助規則に基づき、経済的理由で就学困難な要保護及び準要保護となっている家庭の児童生徒に対して、学用品、修学旅行費、給食費などの支援を行う。	学校教育課
生活困窮者世帯の児童生徒に対する学習支援	生活困窮世帯の児童生徒を対象とした学習支援「いば・きら塾」(県事業)を活用し、学習習慣の確立や、学習意欲の向上を図る。	社会福祉課

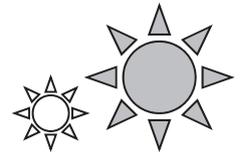
⑧遠距離通学者への支援

- ・学校再編などで、通学のためのスクールバスが必要となる児童生徒に対してスクールバスを運行します。
- ・片道6km以上の自転車通学者や片道4km以上のバス通学者に対しては、補助金を交付し経済的負担の軽減に努めます。
- ・小学校児童の通学手段である路線バスについては、その運行を存続させるよう、路線バスの運行事業に要する経費を負担します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
遠距離通学者補助金交付事業	中学生で通学距離が片道6キロ以上の自転車通学者へ補助金を交付する。	学校教育課
ヘルメット購入補助金事業	中学生の自転車通学者がヘルメット購入時に、補助金を交付する。	学校教育課
路線バス運行事業補助金	従来の路線バス廃止に伴い、バス事業者の運行経費を一部補助し、運行継続を図ることで、町民の交通利便を継続的に確保する。	学校教育課
スクールバス運行事業	学校再編等により遠距離通学となる児童生徒のスクールバスを運行する。	学校教育課

第2節 幼児教育の推進



■未来の姿■

幼児一人一人が地域のなかで適切な教育を受け、健やかに成長しています。

目標指標（未来の姿を実現するための指標）		平成28年度 （現況値）	平成34年度 （目標値）
1	小学校における幼児との交流事業の推進 《小学校で幼児との交流事業を行った回数》	2回/年	3回/年
2	幼児期の教育と小学校教育の連携・接続の推進 《幼児期の教育と小学校教育の連携・接続を行った回数》	2回/年	3回/年

■取組方針■

幼児教育においては、子育ての負担軽減のための経済的支援に努めるとともに、家庭、地域の教育力の向上を目指し、子どもたちを地域で支える意識の醸成を図ります。

また、幼稚園・認定こども園・保育所の連携をより一層強化していきます。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要なものであり、健やかな成長のための適切な環境を通して行うことが望ましいとの観点から、充実した教育が提供できるよう努めます。

■具体的施策■

1. 幼・保・小連携の強化

①幼・保・小連携による幼児教育の充実

- ・町内の幼稚園、認定こども園、保育所と小学校が情報交換等を密に行うことで、互いの指導法や指導技術を共有し、幼児教育の充実を図ります。
- ・発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育との連携を図った指導や、小学校生活科を中心に、児童が小学校生活に無理なく対応できるよう入学当初において合科的な指導（スタートカリキュラム）の充実を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
幼保小連絡協議会	管理職や担当者による幼保小連絡協議会を実施し、幼保小の連携を図る。	指導室

2. 幼児教育の支援

①幼稚園就園費補助事業による子育て世代への経済的支援

- ・子育て世代への経済的支援として、私立幼稚園の入園料・保育料に対し、世帯の所得に応じて国・町から補助金を交付します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
幼稚園就園奨励費補助金交付事業	公立・私立幼稚園間の負担格差を是正するため、家庭の所得状況に応じて補助金を交付し、保護者の経済的負担の軽減を図る。	学校教育課

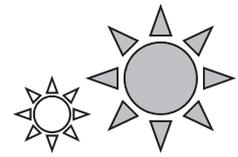
②家庭や地域の教育力の再生・向上

- ・家庭教育の基礎の上に、職業観や人生観，創造力，企画力が培われることから，家庭教育学級や三世代交流，子育て支援センターの活動など保護者がその責任を自覚し，幼児期から子どもとの接し方や教育の仕方を身につけていけるような，学習機会を提供します。
- ・地域に向けた情報の発信を行い，保護者や地域住民等の学校に対する理解を深めるとともに，家庭・地域の教育力を高めるため，地域の人材の育成と確保に努めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
家庭教育講演会	家庭における教育力の向上を目指し，家庭教育講演会を実施する。	生涯学習課
三世代交流事業	ふれあい地区館事業を通じて，昔遊びやゲーム大会など，子ども・保護者・高齢者が地域で相互の親睦を深める。	生涯学習課
家庭教育啓発事業	子どもとの接し方や教育の仕方を身につけられるよう，1歳6か月・3歳6か月児健診時にリーフレットを配付，出生届提出者へパンフレットを配付，家庭教育啓発ポスターを配付する。	生涯学習課

第3節 確かな学力の定着を目指した教育の推進



■未来の姿■

児童生徒に基礎・基本が確実に定着し、自ら考え課題を解決する力が備わっています。

目標指標（未来の姿を実現するための指標）		平成 28 年度 （現況値）	平成 34 年度 （目標値）
1	授業の理解度（小学校国語） 《国語の授業がわかる、だいたいわかると答えた児童》「全国学力・学習状況調査」	82.3%	85.0%
2	授業の理解度（小学校算数） 《算数の授業がわかる、だいたいわかると答えた児童》「全国学力・学習状況調査」	68.5%	70.0%
3	授業の理解度（中学校国語） 《国語の授業がわかる、だいたいわかると答えた生徒》「全国学力・学習状況調査」	82.8%	85.0%
4	授業の理解度（中学校数学） 《数学の授業がわかる、だいたいわかると答えた生徒》「全国学力・学習状況調査」	64.5%	70.0%

■取組方針■

確かな学力の定着により「生きる力」を育むため、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と活用する力を育成します。また、学習への関心・意欲を高めるための指導に努め、課題解決力の向上を目指します。さらに思考力・判断力・表現力などを育むため、読書活動の充実や発達段階に応じた言語活動の充実を目指します。

理科教育の充実により将来の科学・技術を支える人材の育成を図るとともに、国際化の進展に対応し、国際社会で活躍できる人材を育成するため、外国語教育の充実を図ります。

■具体的施策■

1. 基礎・基本の確実な習得と活用する力の育成

①分かる授業による国語、算数・数学、英語の基礎・基本の定着

- ・教員の指導力の向上を図り、児童生徒が「分かった」、「できた」と実感できる授業を行います。特に基盤教科である国語、算数・数学や、外国語（英語）の習得の徹底を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
授業力の向上 （学力向上推進事業）	町内すべての小・中学校において、阿見町の授業スタンダード（課題提示の工夫、身につけた学習内容の振り返り、適用練習の時間の確保）による授業改善を実施。また、町教育推進委員会において課題となる教科の夏季学力向上研修を実施する。	指導室

②主体的に取り組む家庭学習の工夫改善

- ・児童生徒の学力向上には、家庭学習等の主体的な学習への取組が必要です。児童生徒が自ら課題を持ち、その解決のために計画的・主体的に学習を進めることができるように、個に応じた学習課題を設定します。
- ・ホームページ等から気軽に家庭学習の情報を取りこめるよう、web版の教育プログラムなどを積極的に紹介していきます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
家庭学習の支援 (学力向上推進事業)	町内の各学校が創意工夫をしながら家庭学習の習慣化を図るための取組を実施する。 保護者に向けて、家庭学習の手引き等を作成し、学校・家庭との連携を図りながら個に応じた支援を行う。	指導室
ICTによる家庭学習 (ICT活用推進事業)	学習ソフト(ラインズeライブラリー)を活用し、家庭学習を通じた学力向上支援を図る。	学校教育課

③基礎学力向上のための個に応じた指導法の改善

- ・基礎的・基本的な知識・技能の定着や、思考力・判断力・表現力の向上を目指し、児童生徒一人一人の実態に応じてより効果の上がる指導法を工夫します。
- ・きめ細やかな指導を行うため、授業では、2人以上の先生が同じ教室で授業を行うティームティーチング(TT)を実施します。また、少人数加配教員が配置されていない学校においても社会人TTを配置し、児童の学習援助と学力向上を図ります。
- ・「学びの広場(県事業)」を活用して、小学校児童を対象に夏休みに県が作成した算数学習教材を用いて学習する場を提供し、四則計算等の知識・技能の定着を図るなど、前学年までの学習事項を復習する機会の拡充を図ります。中学校生徒においても、基礎的・基本的な知識・技能等に関する問題からなる学習教材(問題集)を用いて定着を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
(再掲)授業力の向上 (学力向上推進事業)	町内すべての小・中学校において、阿見町の授業スタンダード(課題提示の工夫、身につけた学習内容の振り返り、適用練習の時間の確保)による授業改善を実施。また、町教育推進委員会において夏季学力向上研修を実施する。	指導室
ティームティーチング(TT) 講師配置事業	クラスを少人数に分けて授業を行う、同じ教室で2人以上の先生が授業を行うなど、児童生徒一人一人に対応したきめ細やかな指導を実施する。	指導室
学びの広場サポートプラン事業	計算の基礎的な技能を高める。(小学校4・5年生及び中学校1・2年生対象)	指導室

2. 学習意欲の向上

①小学校高学年における教科担任制の導入

- ・教員の専門性を生かした学習指導を行うことで、児童生徒にとって、より分かりやすく学習効果の上がる学習指導をすることができ、学校内での教員の学習指導に対する研修の機会ともなることから、小学校高学年における教科担任制の導入を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
小学校教科担任制	小学校において教員の専門性を生かしたより分かりやすい授業展開を実施する。	指導室

②学習への関心・意欲を高めるための指導法の工夫

- ・児童生徒が意欲をもって学習に取り組むことで、学力の向上が期待されることから、学力の3要素の一つである、「主体的に学習に取り組む態度」を高めるために、教員の指導方法の工夫・改善に努めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
指導の工夫・改善 (学力向上推進事業)	町教育委員会主催の研修の実施など、主体的・対話的で深い学びを目指した授業改善に取り組む。	指導室

3. 言語活動の充実

①多様な言語活動を取り入れた授業の展開

- ・「読んだり書いたりする楽しさを味わわせる」(思考力・判断力・表現力)、「伝えたいことを明確にし、書いたり話したりする」(主体的に学習に取り組む態度)などの活動を小学校の低学年から取り入れた授業を展開していきます。
- ・思考力・判断力・表現力の向上には、記録・要約・説明・論述などの知識・技能の活用を図る「言語活動」が有効であることから、発達の段階に応じて、学習活動のなかに「言語活動」を十分に取り入れた指導を進めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
各教科における言語活動の活用 (学力向上推進事業)	各教科において、児童生徒が調べたことや考えたことを、互いに伝え合ったり、考えを深めたりする対話的な学習を取り入れ、思考力・判断力・表現力を育成する。	指導室

②学校図書館の充実と効果的活用, 読書環境の整備

- ・言語活動の充実のためには、様々な文章や資料を読む機会を増やすなど、言語に関する環境の充実が欠かせないことから、学校図書館の蔵書数の拡大や学校図書館司書によるレファレンス活動の充実に努めます。
- ・小・中学校の学校図書館の図書整備充実を図り、計画的な教育振興に努めます。そのため、小・中学校の図書充足率100%を目指します。(学校図書館図書標準に基づく学級数に対応した蔵書数に対する充足率。小学校24クラスの標準11,560冊)
- ・小・中学校に学校図書館司書を配置し、児童生徒の読書活動や学習活動を援助します。
- ・県で進めている「みんなにすすめたい一冊の本事業」に積極的に参加します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学校図書館運営	学校図書館管理システムを導入し事務の効率化を図り、レファレンス活動を充実する。	学校教育課
学校図書館司書配置	児童生徒の読書活動を推進するため、すべての小・中学校に図書館司書を配置。	学校教育課
みんなにすすめたい一冊の本事業	小学校で年間50冊以上、中学校で年間30冊以上の本を読むことを目指す。	指導室

4. 外国語教育の推進

①小学校における外国語教育の充実

- ・グローバル化により、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性が高まるなか、国際社会で活躍できる人材を育成するために小学校中学年からの外国語活動及び高学年からの外国語科の充実を図ることとし、専科指導の充実や外部人材の活用などに取り組みます。
- ・外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図る態度を育むとともに、我が国と外国の言語や文化について体験的に理解を深めていきます。
- ・小学校の外国語活動及び外国語科と中学校の外国語科との円滑な接続を図るための指導の工夫・改善を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
小学校での外国語教育 (外国語指導助手配置事業)	児童の英語の発音や国際理解協力の向上を目的として、小学校のすべての外国語活動の授業へ外国語指導助手（ALT）を派遣する。	指導室

②外国語指導助手(ALT)の活用

- ・児童生徒の英語学習を援助し国際的な視野を学ぶ機会を確保するためには、外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図る態度を育むことや、外国語に慣れ親しむこと、我が国と異なった言語や文化について体験的に理解を深めることが大変効果的であるとの観点から、中学校に一人ずつ外国語指導助手（ALT）を配置し、小・中学校で授業の補助を行います。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
外国語指導助手（ALT）の活用 (外国語指導助手配置事業)	生徒の英語学習を援助し国際的な視野を学ぶ機会を確保するため、すべての中学校に一人ずつ外国語指導助手（ALT）を配置し、授業の補助を行う。	指導室

③英語コミュニケーション能力の育成

- ・小学校段階では、コミュニケーション活動や英語への慣れ親しみを重視して英語への関心を喚起します。
- ・中学校段階では県事業を活用しながら、正しい発音等を身につけさせるとともに、生徒の聞く力、書く力などの英語力向上を図り、意欲をもって英語学習に取り組めるよう指導します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
歌と遊びで英語のシャワー事業 (茨城県教育委員会)	英語に親しむことを目的として、歌やダンスを取り入れた活動に取り組む。(年間 15 回)	指導室
発音力アッププロジェクト事業 (茨城県教育委員会)	中学校2年生を対象に、タブレットの録音機能を使用して一人一人の発音を分析し、発音力の向上を図る。	指導室

④英語インタラクティブフォーラム※

- ・県事業（英語インタラクティブフォーラム）への町内中学生の参加促進を図り、英語のコミュニケーション能力の向上に取り組みます。

※英語インタラクティブフォーラム:3~4人のグループで与えられた課題に対して英語でディスカッションし、個人のパフォーマンスを評価するもの。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
英語インタラクティブ フォーラム	郡インタラクティブフォーラムに、すべての中学校から代表生徒が参加する。	指導室

5. 理数教育の充実

①算数・数学の授業力向上

- ・学習への関心・意欲を高め、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るための指導力向上を図ります。阿見町の授業スタンダード（課題提示の工夫、適用問題に時間の確保）による授業改善を通して、「分かった」、「できた」と実感できる授業を展開します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学力向上推進事業 (算数・数学)	夏季休業中に茨城県教育委員会、教育研修センターの指導主事を招聘し、町内の算数・数学担当者を対象とした学力向上研修を行う。また、算数・数学担当者が効果の上がっている取組について学習プリント・ワークシート等を持ち寄り情報交換を行う。	指導室

②小学校における教科担任制の導入

- ・理科の免許保有者が担任に代わり理科の授業を行います。専門的な知識や技能を有する理科担当者が授業を行うことで、児童の科学への興味・関心をより高めることを目指します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
小学校理科教科担任制	中学校の理科免許保有者による教科担任制の実施。(平成29年度は2校で実施)	指導室

③近隣の高等教育機関と連携した理科教育の充実

- ・「科学技術創造立県いばらき」の将来を担う人材を育成するため、「小学校理科教育推進事業（県事業）」を活用し、茨城大学教員による理科授業の観察・実験の実技研修や茨城大学教育学部附属学校の教員による出前授業等を通して、理科教育の充実を図ります。
- ・大学生等から理科支援員を募集し、観察・実験活動等における教員の支援や実験等の演示・体験活動等でのサポートなど、小学校の理科授業に活用します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
理科教育指導者の活用 (小学校理科教育推進事業)	理科教育の充実を図るため、授業力向上を目指した小・中学校の教員を県主催の研修会へ参加させる。(年3回)年間を通して継続的に実施されている、茨城大学農学部の学生による生活科や理科の観察等のサポートの授業への活用を図る。	指導室

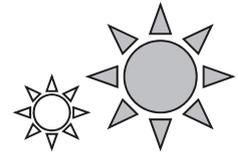
④科学研究作品展等への参加促進

- ・「小学校理科教育推進事業（県事業）」により茨城大学の教員や大学院生等による科学自由研究の指導が夏季休業中に受けられることを活用し，科学研究作品展や発明工夫展への積極的な参加を促進します。

主な事業

事業名	内容	担当課
科学研究作品展等への参加促進 (小学校理科教育推進事業)	夏季休業中の科学自由研究の相談会を活用し，児童の町の科学研究作品展及び発明工夫展，科学の甲子園ジュニア等への参加促進を図る。	指導室

第4節 時代に対応した教育の推進



■未来の姿■

児童生徒が、時代に対応した技術・技能を身につけ、自らの力で生き抜く力が備わっています。

目標指標（未来の姿を実現するための指標）		平成 28 年度 （現況値）	平成 34 年度 （目標値）
1	メディアリテラシー講習会の実施 《各学校で開催される、情報モラルに関する講習会の実施回数》	1 回/年	1 回/年 以上
2	コンピュータ等の情報通信技術を活用した教育 《コンピュータ等の情報通信技術を活用した授業への満足度》 「H28 年度保護者アンケート」	63.8%	72.0%
3	自然体験やボランティア活動への参加 《学校教育における自然体験やボランティア活動への満足度》 「H28 年度保護者アンケート」	22.1%	32.0%
4	国際理解教育の推進 《国際教育や外国語によるコミュニケーション能力育成に対する満足度》 「H28 年度保護者アンケート」	16.5%	26.0%

■取組方針■

阿見町の子どもたちが、目まぐるしく変化する社会のなかで、自らの力で生き抜く力を育むため、国語、理科、算数、外国語など教科教育で培った知識を状況に合わせて生活のなかで活用できる力の醸成と、時代とともに求められる技術・技能の習得を目指します。

また、情報活用能力を育てる教育や環境教育、多文化共生を推進していくための環境づくりを目指します。

■具体的施策■

1. 情報活用能力を育てる教育の充実

①メディアリテラシー※対策の強化・情報モラル教育

- ・メディアリテラシー対策の強化を図るため、小・中学校の情報担当教員を対象とした実技研修会を開催します。
- ・情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度を育成する情報モラル教育、情報手段を適切に活用する教育の充実を図ります。
- ・児童生徒が正しく I C T を活用できるよう、インターネットや携帯電話を利用する上での危険性について、児童生徒及び保護者を対象にメディアリテラシー教育を実施します。

※メディアリテラシー：膨大なメディアからの情報を取捨選択し適正に活用する能力のこと。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
携帯・ネット安全教室	すべての小・中学校において、外部講師を招聘してのインターネット・携帯電話の安全教室を実施。保護者に向けては家庭でのルールづくりを推進する。（年 1 回程度実施）	指導室

②ICTに関する指導力の向上

- ・学習に対する興味・関心・理解を促し、個に応じた学習を支援するため、教科指導におけるICT活用の推進を図ります。
- ・様々なコンテンツ※を円滑に運用するための教職員への導入時の適切な研修と継続的な研修の実施に努めます。

※コンテンツ:インターネットのネットワーク上で提供される動画や音声、テキストなど情報の内容・中身のこと。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
授業へのICTの導入 (ICT活用推進事業)	デジタル教科書、電子黒板機能付きのプロジェクター、タブレット型PC等を導入し、授業におけるICT活用を推進する。	学校教育課

③教科におけるICTを効果的に活用した授業の展開

- ・小・中学校にICT支援員を派遣し、ICTを活用した授業の支援等を行います。
- ・教科指導において、ICTを活用することは、学習に対する興味・関心・理解を促し、個に応じた学習を支援するために非常に有効であるため、様々な教育用のコンテンツを活用していきます。
- ・コンピュータの文字入力等の習得、プログラミング的思考※の育成に努めます。

※プログラミング的思考:自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
ICTを活用した授業 (ICT活用推進事業)	デジタル教科書を導入し、学習に対する興味・関心を高める。また、プログラミング教育用コンテンツを活用し、プログラミング的思考の育成を図る。	指導室

④学力向上支援システム・コミュニケーションシステムの導入検討

- ・インターネットを活用して、学校・家庭で、自主的な学習を進めることのできる学力向上支援のためのシステムの導入を検討し、小・中学校児童生徒の学習機会を拡大します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
(再掲)ICTによる家庭学習 (ICT活用推進事業)	学習ソフト(ライズeライブラリー)を活用し、家庭学習を通じた学力向上支援を図る。	指導室 学校教育課

⑤学校のICT環境の整備充実

- ・児童生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ活用できるよう各教室・コンピュータ教室・職員室に、教育用コンピュータ、校務用コンピュータ、電子黒板、デジタルテレビ等の整備、教育用ソフトの充実、校務支援システムの導入など学校のICT環境の整備充実に努めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
ICT環境の整備 (ICT活用推進事業)	教育用コンピュータ、校務用コンピュータ、電子黒板、デジタルテレビ等の整備や教育用ソフトの充実、及び校務支援システムの導入などを行う。	学校教育課

2. 環境教育の充実

①体験活動を通じた環境教育の推進

- ・体験を通して環境についての学びを深めるため、自然体験・リサイクル活動などに取り組むとともに、地域の環境に関する施設や地域の協力者と連携を深めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
校外学習・社会科見学	生活科や総合的な学習の時間等において、町クリーンセンターの見学や、多様な自然体験活動に取り組む。	指導室

②霞ヶ浦をテーマにした環境教育の充実

- ・地域の宝である霞ヶ浦をテーマとして、浄化に係わることなど、地域の課題や身近な課題と関連づけた取組を推進します。また、霞ヶ浦環境科学センターの活用など、関係機関との連携を深めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
身近な河川の水質調査体験教室	小学校において、町環境政策課と連携を図り、身近な環境学習への取組や発達段階に応じた校外学習等で霞ヶ浦環境科学センターや霞ヶ浦周辺の自然、地層の見学を実施する。	指導室

③学校で取り組む環境対策

- ・再生可能エネルギー活用を通じた環境教育の具体例として、全中学校に太陽光発電装置を設置します。
- ・環境教育の充実を図るために、自分たちでできる環境対策として、新エネルギーやエコ、3R※、などについての教育（ESD※）を進めます。

※3R:Reduce(リデュース:減らす), Reuse(リユース:再使用), Recycle(リサイクル:再資源化)のこと。循環型社会を構築していくためのキーワード。

※ESD(Education for Sustainable Development):持続可能な開発のための教育、環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な課題を自らの問題として捉え持続可能な社会づくりの担い手を育む教育のこと。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
太陽光発電装置の設置	再生可能エネルギーを活用するため、全中学校に太陽光発電装置を設置する。	学校教育課
環境教育	主に社会科や理科、技術・家庭科等の授業において、再生可能エネルギーや再利用、ESDに関する教育を実施する。	指導室

④環境教育のリーダーとなる教員の養成

- ・国や県の研修会、講習会に環境教育のリーダーとなる教員を派遣するなどして、環境教育の指導法の充実を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
環境学習指導者講座	教職員に向けて、文部科学省や茨城県教育研修センター主催の研修への参加を推進する。	指導室

3. 多文化共生の推進

①外国人児童生徒等の教育の充実

- ・国際化の進展に伴い、帰国児童生徒や外国人児童生徒の受け入れが多くなっていることを踏まえ、一人一人の実態を的確に把握して、当該児童生徒が自己実現を図ることができるように配慮します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
日本語指導支援	日本語の理解が困難な児童に対して、個別の支援を実施する。	指導室

②国際交流活動との連携

- ・国際理解を深めることにより、外国人の長所や特性を認め、互いに尊重し合い、広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てます。
- ・町内の国際交流活動や国際理解教育などと教育活動との連携を深めます。
- ・中学生海外派遣事業を核として、国際交流協会と連携を図っていきます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
国際交流活動	総合的な学習の時間等で国際理解を深めることができる活動を取り入れる。また、中学校では、スーパーリア市・柳州市からの訪問団と交流を図る。	指導室

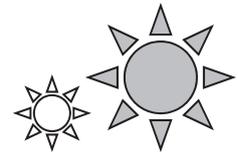
③国際化への対応

- ・中学校生徒の国際理解と姉妹・友好都市交流を深めるため、アメリカ合衆国ウィスコンシン州スーパーリア市及び中国柳州市でのホームステイを実施します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
中学生海外派遣事業	国際理解・諸外国との交流により、社会変化に主体的に対応できる心豊かな生徒を育成する。中学生対象で、隔年でスーパーリア市と柳州市においてホームステイを実施する。	指導室

第5節 学力を支える教師力の向上



■未来の姿■

阿見町に愛着をもった教員が、創意工夫をして教育に取り組むことにより、子どもたちから信頼され、教員の資質向上が図られています。

目標指標（未来の姿を実現するための指標）		平成28年度 （現況値）	平成34年度 （目標値）
1	教職員の指導に対する児童生徒の意識調査 《先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれたと答えた児童生徒の割合》「全国学力・学習状況調査」	81.7%	85.0%
2	指導室による学校訪問指導 《指導室による学校訪問指導回数》	各校1回/年	各校1回/年以上

■取組方針■

児童生徒の学力向上を図るためには、教員の指導力が重要であることから、教員の年齢や能力に応じた研修の充実など教員の資質向上を目指した取り組みを進めます。さらに、教員が一人一人の児童生徒と向き合う機会を大切にする観点から、地域の人材、ボランティアなどの協力による多様な学習支援の充実に努めます。

■具体的施策■

1. 教員の資質向上

①年齢や能力に合わせた教員研修の効果的な実施

- ・教員の専門的資質能力の向上を目指し、教頭研修会、教務主任研修会、学年主任研修会、初任者研修会、生徒指導主事研修会等の充実を図ります。
- ・海外研修制度、大学での研修制度など県が実施している制度を積極的に活用します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
各種研修会	教員の資質の向上を図るため、各種研修会において教育長、指導室長より講話、指導、助言等を行う。	指導室
内地留学・中央研修	長期研修や海外研修等へ、ミドルリーダーとして管理職登用を期待される教職員等を派遣する。	指導室

②教員の視点にたった教育環境の整備検討

- ・児童生徒の学力、教職員の教育技術向上を図るため、必要な教材備品等を整備し授業に活用します。
- ・健診・保健に関する情報提供等を実施し、教職員の健康の保持増進を図ります。
- ・飲料水・プール水・空気・照度・ダニ検査を実施し、環境衛生の管理を行います。
- ・校務支援システムを導入し、学籍管理や成績処理の効率化を図ることにより、教職員が一人一人の児童生徒と向き合う時間の確保に努めます。
- ・学校現場において、教員の働き方を改革し、教員の担うべき業務に専念できる環境の整備を目指します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
教育振興事務事業	児童生徒の学力向上や教職員の教育技術向上を図るために必要な物品、教材備品を整備する。	学校教育課
教職員の健康管理 (学校保健事業)	教職員が自らの体調を理解・管理するため、教職員健康診断、及び、ストレスチェックを実施する。	学校教育課
学校環境の衛生管理 (学校保健事業)	環境衛生の管理のため、飲料水・プール水・空気・照度を年2回、ダニ検査を年1回実施する。	学校教育課
校務支援システム	校務支援システムを導入し、指導要録の電子化等、成績処理の効率化を図り、事務作業の軽減を図る。	学校教育課

③町独自の教職員支援制度

- ・町教育研究会が実施している授業研究や部会ごとの発表会などの活動を支援します。
- ・小・中学校における研究の支援に努めるとともに、その成果を多くの教員が共有できるよう、町教育委員会の指定による教育研究発表会を開催します。
- ・教科ごとの指導教員を小・中学校に計画的に派遣し、授業参観等を通して、指導法等についての指導・助言を行い、教員の資質向上を図ります。
- ・町教育論文を募集し、優秀者については表彰するとともに、その論文を町内教員が供覧することにより、意識の醸成と啓発に繋がります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
(再掲)チームティーチング (TT)講師配置事業	クラスを少人数に分けて授業を行う、同じ教室で2人以上の先生が授業を行うなど、児童生徒一人一人に対応したきめ細やかな指導を実施する。	指導室
教育研究会補助金	町教育研究会の研究発表会、町音楽会等の開催を支援する。	指導室
教科研究発表会補助金	教員の資質の向上及び、授業力の向上のため、教育委員会指定の研究校による公開授業を実施する。	指導室
学校教科指導員交付金	教科指導員が各学校に訪問指導を行う。授業参観、協議を行い、指導、助言を通して授業力の向上を図る。	指導室
教育論文表彰	教職員が教育実践の成果を教育論文としてまとめ、自己研鑽に励んでいます。	指導室

④阿見町に愛着をもって教育を推進する教員の育成

- ・転入してきた教職員に対しては、地域の特性を知るために町内施設の見学を実施し、勤務地である阿見町の自然・産業・史跡等についての理解を促します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
町社会科見学	転入してきた教職員に対し、町教育研究会社会科部の主催による町内施設の見学を実施し、地域への理解を深める。	指導室

2. 多様な学習支援の充実

①確かな学力の定着を目指した学習支援ボランティアの活用

- ・大学生等から学習支援ボランティアを募り、支援を希望する小・中学校に配置します。
- ・夏季休業中の学習相談等で、学習支援ボランティアを積極的に活用します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学びの広場サポートプラン	児童の学習を支援する学習支援ボランティアの配置と活用を図る。	指導室

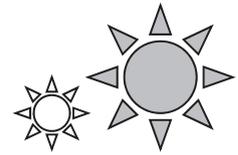
②地域の人材による学校支援の充実

- ・学校が必要とする支援を行うために、地域住民ボランティアが活動しやすいよう受け入れ体制を整えます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
社会人による学習支援事業	町の達人バンクやネットワークと連携し、地域の人材を学習支援に活用する。	指導室

第6節 自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進



■未来の姿■

誰もが教育的ニーズ※に応じた適切な教育を受けています。

※教育的ニーズ：障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。（文部科学省）

目標指標（未来の姿を実現するための指標）		平成 28 年度 （現況値）	平成 34 年度 （目標値）
1	特別支援教育支援員の配置 《特別な支援を必要とする児童生徒数に応じて配置する支援員の人数》 「阿見町第6次総合計画」指標	23 人	25 人

■取組方針■

共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築を目指します。

そのため、支援を必要とする幼児・児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した指導ができるよう、関係機関との連携を図りながらきめ細かな指導に努めます。また、就学から卒業までの一貫した支援を行うためには、就学前からの切れ目ない支援体制が重要であることから、保健・福祉部門との連携を図りながら就学前児童の相談体制の充実に努めます。さらに、特別支援教育の理念や発達障害に対する正しい理解の普及・促進に努めます。

■具体的施策■

1. 個々の教育的ニーズに対応した指導の充実

①特別支援教育支援員を対象とした障害の特性や支援方法についての研修の実施

- ・「特別な配慮を要する子どもに対する具体的な対応」について、発達障害の理解に視点をおきながら、特別支援学校の教員を講師に招き、研修を行います。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
特別支援教育支援員配置事業	個別な支援を必要とする児童生徒の学校生活を支援するため、必要に応じて特別支援教育支援員を派遣する。	指導室
特別支援に関する研修	特別支援学級担当者研修会において、特別支援学校や茨城県教育研修センター特別支援課の専門家を招いた効果的な研修を行う。	指導室

②特別支援教育に関する校内委員会の定期的な開催

- ・学校においては、校内委員会等を定期的に開催し、「気になる子・配慮を要する子」に対する具体的な支援方法について話し合いをもち、課題解決にあたります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
校内教育支援委員会	各学校において、個別の支援が必要な児童生徒についての共通理解や今後の指導についての検討などを行うため、定期的に「校内教育支援委員会」を開催する。	指導室

③特別支援学校、特別支援教育コーディネーターの活用

- 各学校において教職員の理解を促進するため、特別支援学校の巡回相談の積極的な活用を図ります。また、特別支援教育コーディネーターを校内研修の企画、校内の教員の相談役、関係機関との連携調整等、校内の特別支援教育の推進役として活用します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
専門家派遣事業	特別支援学校の巡回相談や県の「専門家派遣事業」の活用を図り、特別支援教育に対する教職員の理解を促進する。	指導室

④特別支援教育支援員の配置

- 小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、教員の補助として児童生徒の学校生活支援を行います。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
(再掲)特別支援教育支援員配置事業	個別な支援を必要とする児童生徒の学校生活を支援するため、必要に応じて特別支援教育支援員を派遣する。	指導室

2. 就学前からの支援充実と発達障害に対する理解促進

①支援を必要とする就学前児童に対する切れ目ない相談・支援体制の充実

- 保健・福祉部門による幼稚園・保育所などへの巡回指導、教育委員会との情報の共有化・連携による継続した相談・支援体制の充実を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
関連部門との連携による相談・支援	就学に不安を感じている保護者とスムーズに面談できるよう、保健・福祉部門と情報共有を行うなど、相談体制を充実する。また、相談支援ファイルなど情報を共有することで継続した支援を行う。	指導室

②県が実施する発達障害に関する研修などへの参加促進

- 教員が、特別支援教育の理念や発達障害等の特性、支援方法について理解することによって、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援等が行えるように研修を行います。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
特別支援教育の研修	各学校への計画訪問時に、全職員に向けて特別支援教育についての指導を行う。	指導室

③特別支援教育連絡協議会の設置

- 特別支援に関する関係機関とのより効果的な連携を図るために、連絡協議会を設置します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
連絡協議会	専門的な意見を取り入れ効果的な支援ができるよう医師や専門家と連携を図るための連絡協議会を設置する。	指導室

④相談支援ファイルの作成

- ・一人一人に応じた一貫した支援を行うために、乳幼児期から学校卒業後まで個人の状況を記録し、切れ目ない支援に努めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
相談支援ファイル	「相談支援ファイル」を活用し、乳幼児期から就労まで継続的な支援を行う。	指導室

2章 豊かな心と健やかな体の育成

2章 豊かな心と健やかな体の育成

■施策の体系■

基本方針	具体的施策の内容
第1節 豊かな心を育み命の尊さを伝える教育の充実	1. 道徳教育の充実 2. 読書活動の推進 3. 郷土教育の推進 4. 文化・芸術活動の推進 5. 平和・命の教育の推進 6. 主権者教育・消費者教育の充実 7. 体験活動・ボランティア活動の推進
第2節 健やかな体の育成	1. 学校体育の充実 2. 学校保健・健康教育 3. 食育の推進と安全な学校給食 4. 運動部活動の促進
第3節 勤労観・職業観を育てる教育の推進	1. キャリア教育*・職業教育の充実
第4節 生徒指導の充実	1. 積極的な生徒指導 2. 相談体制の充実 3. 教育相談センター（やすらぎの園）の充実と活用

※キャリア教育：子どもたちの勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方についての自覚に資するよう、小学校段階からの取り組む教育。



豊かな心と健やかな体

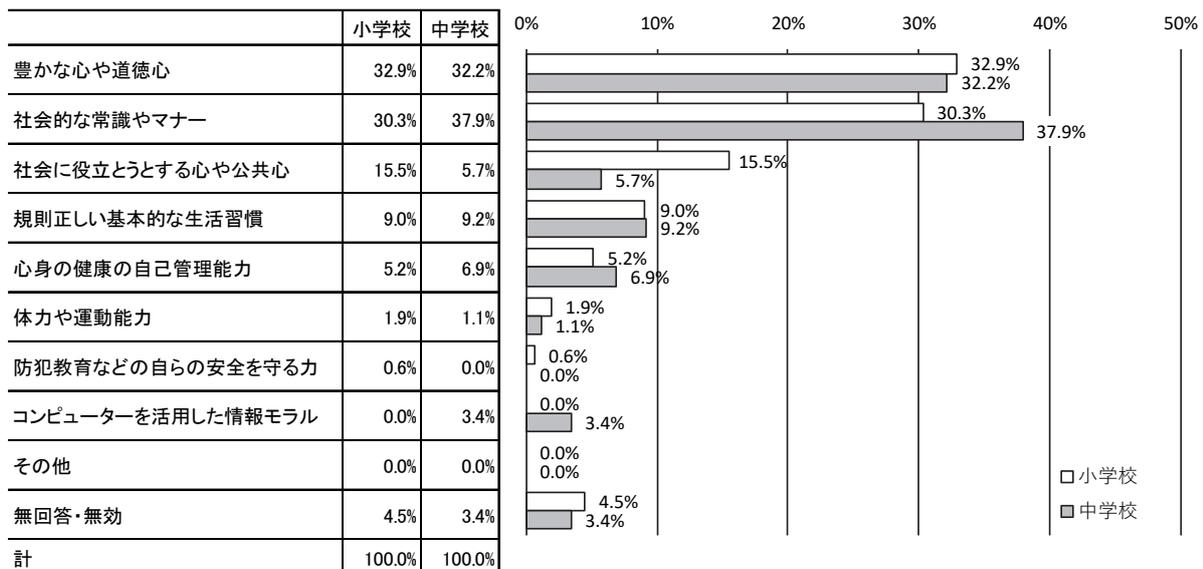
児童生徒の生きる力の育成には、確かな学力のみならず、児童生徒の情操や道徳心などの豊かな心とたくましく生きるための健やかな体の育成が重要になります。これらが学校教育を通じて相互に関連し合いながら、一体的に育まれていく必要があります。

■「阿見町教育振興基本計画 後期基本計画」策定に係るアンケート調査（H28）

阿見町の学校教育で取り組んでいる項目についての満足度ランキング〔2章に關係する項目〕

	1	2	3
小学生保護者	学校行事(運動会・文化祭など)	学校で取り組んでいる 読書活動・図書室の充実	学校給食・食育 (栄養に関する指導)
中学生保護者	学校行事(運動会・文化祭など)	部活動・クラブ活動	学校給食・食育 (栄養に関する指導)
教職員	学校行事(運動会・文化祭など)	学校給食・食育 (栄養に関する指導)	いじめ・暴力行為等の問題への 取組・未然防止

道徳心の定着や健やかな体や心の育成として、身につけさせたい力で最も重要だと思うもの（教職員アンケート）

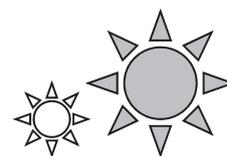


■重点事項■

★1 健やかな心身の育ちをサポートする体制の充実

- ・道徳教育や郷土教育，平和教育など，阿見町の特徴を生かした心の教育の推進
- ・学校図書館の充実と児童生徒の読書活動の推進（学校図書館司書の活用）
- ・社会性の発達に資する児童生徒のボランティア活動の促進と体験活動の推進（地域人材の活用）
- ・関係者の連携によるいじめや不登校，ひきこもりなどの早期発見ときめ細かな相談体制の充実
- ・「生きる力」の重要な要素である体力の向上と健康増進に資する健康教育の充実など命を大切に教育の推進

第1節 豊かな心を育み命の尊さを伝える教育の充実



■未来の姿■

児童生徒が、生命を大切にする豊かな心を持ち、健やかに成長しています。

目標指標（未来の姿を実現するための指標）		平成28年度 （現況値）	平成34年度 （目標値）
1	年間50冊以上の本を読んだ児童の割合（小4～6） 《年間50冊以上の本を読んだ小学4～6年生数／小学4～6年生総数×100》 県教育委員会調べ	54.4%	60.0%
2	学校図書館の貸し出し冊数 《児童生徒一人当たりが、年間に学校図書館から借りる本の平均冊数》 「阿見町第6次総合計画」指標	33.1冊/人	34.0冊/人
3	読書は好きだと答えた児童生徒の割合 《豊かな心を育む児童生徒の読書習慣の定着》「全国学力・学習状況調査」	67.1%	70.0%
4	いじめはどんな理由があってもいけないことだと答えた児童生徒の割合 《いじめに対する児童生徒の意識》「全国学力・学習状況調査」	96.3%	100.0%
5	「学校に行くのは楽しいと思いますか」に肯定的に答えた児童の割合（小6） 《学校の魅力の向上》「全国学力・学習状況調査」	87.8%	90.0%
6	「学校に行くのは楽しいと思いますか」に肯定的に答えた生徒の割合（中3） 《学校の魅力の向上》「全国学力・学習状況調査」	84.4%	87.0%
7	学校の決まりを守っていると答えた児童生徒の割合 《規範意識に対する児童の実態調査》「全国学力・学習状況調査」	95.9%	97.0%
8	人の役に立つ人間になりたいと答えた児童生徒の割合 《社会貢献に対する意識調査》「全国学力・学習状況調査」	93.4%	95.0%
9	人が困っている時は進んで助けていると答えた児童生徒の割合 《思いやりに対する児童の意識調査》「全国学力・学習状況調査」	88.6%	90.0%

■取組方針■

児童生徒の健やかな成長と豊かな心を育み命の大切さを伝える教育を目指し、道徳教育や、読書活動を推進します。また、ふるさとを大切にする心や児童生徒の創造性の向上や豊かな情操を育てるため、郷土教育、文化芸術活動を推進します。さらに、世界の恒久平和を希求する心を育てるため平和・命の教育を推進するとともに、学校内外における体験活動・ボランティア活動を推進します。

■具体的施策■

1. 道徳教育の充実

①小・中学生の発達段階に応じた道徳教育の推進

- ・豊かな心を持ち、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を育成することをねらいとして、道徳教育を推進し、教科化への対応を図ります。
- ・道徳の特別教科化にあたり、道徳的価値を自分のこととして理解し、多面的、多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実を図ります。
- ・道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものであることから、全体計画に基づいて、道徳教育のみならず、それぞれの教育活動の特質に応じた道徳教育を着実に実施していきます。

- ・児童生徒の発達段階に応じてそれぞれ重視すべきことを取り上げた教育を推進します。
- ・道徳教育を通して、いじめ問題について考える機会を提供します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
教科化への対応 (道徳教育推進事業)	各学校が円滑に道徳の教科化に対応できるよう、各小・中学校の取組を指導及び支援する。	指導室
全体計画・別葉の作成 (道徳教育推進事業)	学校の教育活動全体を通して行うことを全職員で共通理解できるように「全体計画」及び「別葉」を作成する。	指導室

②家庭・地域の教育力を生かした道徳教育の推進

- ・日常生活における道徳的実践を促すためには、家庭や地域社会との連携が不可欠であることから、保護者や地域の人々の協力による道徳教育が充実できるよう、情報を発信するなど、十分に連携を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
あいさつ声かけ運動事業	道徳教育の一環として、各小・中学校において、地域の大人同士、子ども同士が円滑なコミュニケーションを図りながら、春、秋の年2回実施する。	生涯学習課
道徳授業の発信 (道徳教育推進事業)	各種通信を活用して、道徳の授業の様子を発信し、家庭や地域でも道徳教育が充実できるよう支援する。また、学校の実状に合わせ、道徳の授業を公開する。	指導室

③道徳教育に関する研修への参加促進

- ・道徳教育の教育効果を向上させるためには、教員の指導力の向上を図ることが欠かせないことから、効果を上げている道徳教育や、先進の研究等についての知識を深めるため、積極的に研修会等への参加を促進します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
研修会の実施 (道徳教育推進事業)	各校の道徳教育推進教師を対象に道徳の教科化に向けての研修を行い、教職員の資質向上に努める。	指導室

2. 読書活動の推進

①学校図書館の充実支援

- ・小・中学校の図書館図書を整備充実を図り、計画的な教育振興に努めます。そのため、小・中学校の図書充足率 100%を目指します。【再掲】(学校図書館図書標準に基づく学級数に対応した蔵書数に対する充足率。小学校 24 クラスの標準 11,560 冊)
- ・小・中学校に学校図書館司書を配置し、児童生徒の読書活動や学習活動を援助します。【再掲】
- ・児童生徒の多様な興味関心に応えられるように、蔵書の充実を図り、学校図書館の学習・情報センター機能と、読書センター機能の充実を果たせるよう周辺環境の整備と充実を進めます。
- ・学校の教育活動全般を情報面から支える機能として、学校図書館の充実を支援していきます。
- ・町立図書館及び他の公立図書館との連携も深め、地域に開かれた学校図書館を目指します。
- ・司書教諭及び学校図書館司書の資質向上や新たな図書の購入及び選書・入れ替えを行うとともに、学習センターとしての機能向上及び町図書館との連携を図ることで学校図書館の充実を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学校図書館システム運営事業	学校図書館業務をコンピュータで行うシステムの導入に伴い、児童生徒への学習支援の充実を図るとともに、管理データを活用し学習・情報センター機能の充実を図る。	学校教育課
学校図書館司書の配置事業	すべての小・中学校に学校図書館司書を配置し、児童生徒の読書活動の充実を図る。	学校教育課

②町立図書館と学校図書館の連携

- ・町立図書館から学校図書館への貸出、読み聞かせの協力、運営に関する助言等を行うことで、読書活動を推進します。
- ・町立図書館と学校図書館の連携を深め、学校への団体貸出、ブックレット「本は心の栄養です」の作成配付、図書館のお薦め本紹介、小学新1年生に「図書館利用案内」の配付など、子どもたちが学校で読書に親しむ機会及び学校図書館活動の支援をします。
- ・児童生徒の読書活動、調べ学習及び総合的な学習の時間への支援をするため、町立図書館が必要な資料の整備に努めるとともに、学校団体貸出用の児童書の購入整備や町立図書館の除籍本を学校で再利用するなど、読書環境づくりの支援を行います。
- ・学校図書館司書と町立図書館の連携について、学校図書館担当者会議を開催し、学校が児童生徒の教育活動並びに読書活動を一層充実できるように推進します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
団体貸出の実施 (町図書館・学校図書館連携事業)	授業で活用したり、読み聞かせで使用したりするための図書を、毎週、学校へ搬送する団体貸出を行なう。	図書館
ブックレット・図書館利用案内の活用 (町図書館・学校図書館連携事業)	ブックレットや図書館利用案内等を、毎年定期的に配付し、子どもたちの読書への興味関心を醸成するとともに、配付資料が効果的に活用されるように、周知徹底を図る。	図書館
学校図書館担当者会議 (小中学校図書館司書会議)	学校図書館担当者会議を年2回開催し、学校と図書館の連携を図り資料の整備に努める。	図書館
図書の修理・再利用 (小中学校図書館司書会議)	学校図書館担当者会議の実施と合わせ、除籍本を提供し、再利用体制の構築に努める。また、図書修理等の実務的研修の時間の確保に努める。	図書館

③学校ぐるみの読書活動の推進

- ・豊かな心の育成、情操教育、基礎的・基本的な知識の習得等に読書活動は欠かせないことから、児童生徒が読書に親しみ、自ら読書を行うように、読書活動を推進する様々な方策を行います。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
みんなにすすめたい一冊の本 推進事業	各学校に配置している学校図書館司書を中心に、県の事業を活用した読書の推進活動を展開する（しおり、表彰状、図書だよりの発行、図書委員会による読書集会等）。	指導室

④図書館ボランティアの支援と積極的活用

- ・子どもの読書活動を推進するために、読み聞かせや図書の貸し出しなどの多岐にわたる活動を行う図書館ボランティアを積極的に活用します。
- ・子どもの読書活動の推進のためには、より多くの町民の協働や担い手が必要になることから、絵本の読み聞かせ会、かみしばい会、クリスマス会、ブックスタート、映画会の開催、学校団体貸出搬送業務などの施策を実施します。
- ・図書館ボランティアを育成・支援するため、活動方法の支援、ボランティア講座、ボランティア交流会の開催、ボランティアポイントカードの発行を行い、包括的な支援と積極的な活用を推進します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
図書館ボランティア活動支援事業	読み聞かせや図書の搬送など図書館ボランティアを積極的に活用する。各種の活動の定期的開催により、子どもの読書活動の推進を図る。	図書館
図書館サポーター交流会	年2回、定期的に図書館サポーター交流会を開催し、図書館ボランティアとの連携強化に努める。	図書館

3. 郷土教育の推進

①地域への愛着を醸成するための郷土教育の充実

- ・地域に伝わる昔話や伝承など、郷土に残る文化的遺産や資料などを活用することで、郷土の伝統と文化への愛着を高める教育を推進します。
- ・「町史」や「阿見と予科練」、「町内名所 100 選」等、郷土資料を活用し、地域固有の資源に対する意識の醸成と啓発を図ります。
- ・予科練平和記念館を活用した郷土の歴史理解と平和教育の振興に努めます。
- ・小学校3・4年生を対象として、社会科副読本「わたしたちのあみ」を効果的に活用します。
- ・「まちづくり探検隊事業」や「ふるさと文芸検討委員会事業」を通して、郷土を改めて見つめなおし、啓発活動を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
予科練平和記念館への町内小・中学生見学	町内すべての小・中学生を対象に、毎年予科練平和記念館の見学において、「阿見と予科練」などの冊子や記念館の収蔵資料を展示紹介し、海軍とともに発展してきた歴史や戦史について学んでもらう機会を提供する。	予科練平和記念館
いばらきっ子郷土検定事業	茨城県の伝統や文化等を学ぶことができる機会を作り、中学2年生を対象に実施し、子どもたちの郷土への愛着心や誇りを育む。	生涯学習課
社会科副読本改訂事業	改訂作業を行い、メグミルクの工場見学や防災についてのページを増やし、効果的な活用を努める。	指導室
まちづくり探検隊事業	夏休みを利用して小学生を対象にまちを探検した内容を作品にまとめる「まちづくり探検隊事業」により、子どものふるさと意識の醸成を図る。	生涯学習課
ふるさと文芸検討委員会事業	読書感想文・感想画コンクールなどの作品を審査する「ふるさと文芸検討委員会事業」により、子どものふるさと意識の醸成を図る。	生涯学習課

②地域との連携による祭り・伝統行事への参加促進

- ・地域との連携を深め、地域の伝統的な行事や郷土芸能などに積極的に参加し体験することで、郷土に対する愛着を高めます。
- ・地域コミュニティや関連団体との連携を推進し、伝統行事やイベントへの参加促進を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
伝統文化推進事業	地域の伝統文化を継承していくため、町民が行事や伝統芸能に触れる機会として、伝統芸能まつりを開催する	生涯学習課
文化協会事業	春季舞踊発表会・秋季舞踊発表会・チャリティー舞まつりの開催など、文化協会の事業を支援する。	生涯学習課

③図書館における郷土資料の充実

- ・郷土に関する資料の集約を行い、調べ学習等の探究的な学習に生かします。
- ・郷土資料は、町の過去や現状を知り、将来を考える上で有効な財産であると同時に、地域社会の貴重な記憶であることから、散逸、消滅しないようその収集・保存に努めます。
- ・地域社会の記憶を後世に伝え継承させ、広い視野をもって新たな文化を創造するための基礎づくりをするため、郷土資料の充実に取り組んでいきます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
資料選定購入事業	新刊本や寄贈本の所蔵に努め、利用者のニーズに対応するとともに、今後は、さらに利用しやすい配架に努める。また、館内にコーナーを設けて町内外の資料も継続的に収集保存していく。	図書館

4. 文化・芸術活動の推進

①町音楽会・合唱祭の開催

- ・町内の全小・中学校の児童生徒が参加する町音楽会を開催し、情操教育を推進します。
- ・各中学校において実施する合唱祭については、各学校の独自性を尊重し、その内容の充実に努めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
町音楽会	阿見町教育研究会主催による全小・中学校参加の町音楽会を、開催する。(毎年10月)	指導室
合唱祭	各中学校の計画により、合唱祭等を開催する。	指導室

②児童生徒作品展・文化祭の開催

- ・町内の児童生徒が作成した美術作品等を展示、鑑賞する機会として児童生徒作品展を開催します。
- ・各学校において実施する文化祭・学芸会については、各学校の独自性を尊重し、その内容の充実に努めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
児童生徒作品展事業	児童生徒の豊かな感性を育む創作活動の成果を発表する機会として、児童生徒作品展を開催する。	指導室

③広域的な活動への参加

- ・県で実施する茨城県小中学校芸術祭（小中学校美術展覧会，小学校合唱合奏大会，中学校合唱合奏大会）へ積極的に参加します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
県芸術祭	各小・中学校の代表児童生徒の県芸術祭への参加を勧奨する。	指導室

④文化部活動の推進

- ・中学生の文化・芸術に触れる機会の拡大を図るため，文化部活動の充実支援に努めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
文化部活動の支援	吹奏楽部，美術部，科学部に活躍の場を提供するなど，充実支援に努める。	指導室

5. 平和・命の教育の推進

①人権教育，国際理解教育，道徳教育などを通じた平和を尊重する心の育成

- ・中学校生徒を広島平和記念式典に派遣し，原爆被爆死没者への追悼の意を表するとともに，戦争の悲惨さ・平和の意義を正しく継承する施策の実施・人材育成を行います。
- ・学校の教育活動全体を通して，平和や生命の大切さを尊重する心を育成します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
平和記念式典派遣事業	中学生を広島平和記念式典に派遣し，原爆被爆死没者への追悼の意を表するとともに，戦争の悲惨さ・平和の意義を正しく継承する施策の実施・人材育成を行う。 （平和教育の一環として，毎年，各中学校2名の生徒を町の広島の平和記念式典に派遣し，その体験を各校の全校生徒に向けて発表する。）	指導室
人権教育事業	社会に残存する差別を正しく受け止め，人権尊重のための知識，技術及び態度を養うための講演会を開催する。	生涯学習課

②予科練平和記念館を活用した平和教育の推進

- ・予科練平和記念館を活用して，戦争と平和について考える機会をつくります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
広報事業	記念館は町の戦史を展示して理解を深めてもらうとともに，命の尊さや平和の大切さを考えてもらう施設として運営していることなど，予科練平和記念館の役割を広くPRする。	予科練平和記念館
元予科練生講演会	小・中学生等が来館した際などに，講演会を実施する。	予科練平和記念館
予科練平和記念館見学	予科練平和記念館を見学し，平和の尊さ，命を大切に感性豊かな心を育成する。	指導室

6. 主権者教育・消費者教育の充実

①主権者としての自立と社会参画の力の育成

- ・児童生徒の発達の段階に応じて、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うため、教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動などを活用し、主権者教育の充実を図ります。
- ・指導にあたっては、政治的中立の確保を図りながら、主権者として必要な知識、能力、態度が身につくよう取り組んでいきます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
議会傍聴	町議会を傍聴することにより、主権者となる意識の醸成を図る。	指導室
生徒会交流事業	3中学校の生徒会が交流を図り、よりよい学校づくりを目指した情報交換を行う。	指導室

②消費者教育の推進

- ・児童生徒の発達段階を踏まえ、買物のしくみや消費者の役割についての理解を図り、計画的な金銭管理や消費者被害への対応等を全教科にわたり指導します。
- ・地域の多様な機関等と連携・協働を図り、効果的な消費者教育の質の向上に努めます。

7. 体験活動・ボランティア活動の推進

①多様なボランティア活動への参加促進

- ・総合的な学習の時間や各教科領域において、異年齢・異世代の人々との交流や勤労体験・奉仕体験等の体験活動の充実に努めます。
- ・子ども会で実施している分別収集や、福祉部局などで実施しているボランティア体験活動事業等を通して、多様なボランティア活動に参加する機会を提供します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
交流活動事業	地域の高齢者から伝統芸能を学んだり、福祉施設、聾学校と交流したりする体験活動等を実施する。	指導室
ボランティア活動事業	総合的な学習の時間や道徳、特別活動において、地域のゴミ拾い等、様々なボランティア活動に取り組む。	指導室

②自然にふれあう体験活動の充実

- ・総合的な学習の時間や各教科領域において、自然体験等の体験活動の充実に努めます。
- ・地域住民や団体によって自然体験（野外体験、観察会など）、社会体験（ボランティア、職場体験など）、各種教室（料理教室、創作教室、スポーツ教室）など、学びの場やふれあいの場を設けることにより、小・中学校の授業では体験活動の支援、休日などには豊かな体験活動の機会を提供します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
野外活動体験事業	子ども会育成連合会を通して、児童福祉の増進を図ることを目的とし、子どもたちの社会参加や地域の人々とのふれあいを深め、心身ともにたくましく育成する野外活動体験事業を実施する。	生涯学習課
自然に触れ合う体験学習 (総合学習・理科)	総合的な学習の時間や生活科、理科の学習において、自然に触れ合う体験的学習を実施する。	指導室
自然にふれあう体験活動 (ふれあい地区館事業・学社連携事業)	ふれあい地区館事業や学社連携事業により、各地区や学校で、自然体験(野鳥観察・昔遊び体験)、社会体験(米づくりチャレンジ・イモ苗植え)、三世代交流など、学びの場やふれあいの場を設け、自然にふれあう体験活動の充実を図る。	生涯学習課

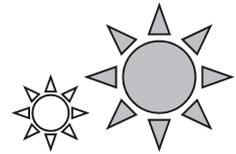
③地域との交流活動の推進

- ・地域社会と連携しながら、異年齢・異世代・地域の人々との交流の場を積極的に設けます。
- ・子ども会活動やふれあい地区館事業等を通して、地域の交流活動を推進します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
(再掲) 三世代交流事業	ふれあい地区館事業を通じて、昔遊びやゲーム大会など、児童生徒・保護者・高齢者が地域で相互の親睦を深める。	生涯学習課
(再掲) 自然にふれあう体験活動 (ふれあい地区館事業・学社連携事業)	ふれあい地区館事業や学社連携事業により、各地区や学校で、自然体験(野鳥観察・昔遊び体験)、社会体験(米づくりチャレンジ・イモ苗植え)、三世代交流など、学びの場やふれあいの場を設け、自然にふれあう体験活動の充実を図る。	生涯学習課

第2節 健やかな体の育成



■未来の姿■

児童生徒が、規則正しい食生活やスポーツを通して、健やかに育っています。

目標指標（未来の姿を実現するための指標）		平成28年度 （現況値）	平成34年度 （目標値）
1	小学校スポーツテスト(A+B)の割合 《県で実施しているスポーツテストの総合評価(A~E)で上位のA及びBと判定された児童生徒の割合(H26年指標変更)》県「体力・運動能力調査」	45.0%	50.0%
2	中学校スポーツテスト(A+B)の割合 《県で実施しているスポーツテストの総合評価(A~E)で上位のA及びBと判定された児童生徒の割合(H27年指標変更)》県「体力・運動能力調査」	63.8%	67.0%
3	学校給食で茨城県産食材の占める割合 《茨城県産食材品目数/学校給食食材品目数×100》 県「学校給食における地場産物活用状況調査」	42.4%	50.0% 以上
4	虫歯のない児童生徒の割合 《歯科検診において虫歯のない児童生徒の割合の増加を目指す》 県「学校保健統計調査」	49.7%	53.0%
5	肥満である児童生徒の割合 《身体測定結果において肥満である児童生徒の割合の減少を目指す》 県「学校保健統計調査」	10.6%	9.5%

■取組方針■

本町の児童生徒が、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎をつくるため、地域におけるスポーツ活動との連携を図りながら学校体育の充実をめめます。また、児童生徒の健康な体づくりを目指し、学校保健、健康教育の充実を図ります。さらに、食に対する正しい知識の定着と食習慣の改善を目指し、食育を推進します。

運動部活動やトップアスリートによる指導の機会の提供など、児童生徒が楽しくスポーツに取り組むことにより、体力や技術の向上を図ります。

■具体的施策■

1. 学校体育の充実

①体力づくりの推進

・健康でたくましく生きるための体力の向上を目指し、日常的な運動・スポーツ活動への取組を促進します。そのため、体力づくりを広め、効果的に行うためにスポーツテストや記録会を活用します。また、県体力・運動能力調査※でのA評価の割合について、小学生では22%以上、中学生では30%以上を目指します。

※県体力・運動能力調査：握力・上体起こし・長座体前屈・反復横跳び・20mシャトルラン・50m走・立ち幅跳び・ソフトボール投げの8項目において、それぞれ1~10の配点があり、8項目の得点の合計得点によりA~Eまでの評価がある。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
体力アップ推進事業	各学校において、体力アップ推進プランを作成し、学校教育全体を通して、体力の向上に努める。体力テストA評価については、小学生22%以上(現況16.7%)、中学生30%以上(現況35.3%)のスコアを目指す。	指導室

②各種スポーツ大会の開催

- ・児童生徒が楽しく取り組み、運動に対する親しみを増すことができるような各種のスポーツ大会を開催します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
町民運動会事業	広く町民にスポーツレクリエーションの振興とスポーツの日常化を勧めることにより、町民の健康増進と体力づくりを推進する。	生涯学習課
町民マラソン大会事業	青少年の健全育成や、町民の体力増強を図るとともに、健全かつ強固なスポーツ精神を養う。	生涯学習課
青少年健全育成事業	子ども会育成会による、バドミントンやドッジボール大会の開催を支援する。	生涯学習課

③スポーツ少年団やクラブスポーツとの連携

- ・スポーツ少年団や地域のクラブスポーツとの連携を図り、児童生徒の交流や指導者の指導技術等の向上を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
いきいきクラブ事業	子どもから高齢者まで、誰もが気軽に参加し運動やスポーツに親しむことができる機会を提供する。	生涯学習課
体育協会・スポーツ少年団事業	体育を通して町民の生活を豊かにするため、町民体育の振興と、各競技団体の育成強化を図る。	生涯学習課

2. 学校保健・健康教育

①健康な体づくりの推進

- ・小・中学校児童生徒の定期健康診断や、新1年生の就学時健康診断等を実施し、医療機関の受診や精密検査を促します。
- ・飲料水・プール水・空気・照度・ダニ検査を実施し、環境衛生の管理を行います。【再掲】
- ・児童生徒の健康の保持増進のために、食生活や社会環境の変化などにより多様化する健康課題の把握とその解決に向けた取組を推進します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
児童生徒健康診断業務	児童生徒の健康診断・新1年生の就学時健康診断を実施するとともに、医療機関受診を促し、児童生徒の健康増進を図る。	学校教育課
学校環境衛生管理業務	児童生徒の健康保持のため、飲料水・プール水・空気・照度・ダニ検査を実施し、環境衛生の管理を行う。	学校教育課
食育事業	栄養教諭を中心として、食に関する教育（食育）を全小・中学校で実施する。	給食センター 学校教育課

②健康相談、保健指導など学校保健の充実

- ・多様化する児童生徒の健康課題に対応するために、健康相談や保健指導が効果的に実施されるように、各種検診の効果的な実施や養護教諭の資質向上を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学校保健担当者会議	教育委員会保健担当者及び小・中学校養護教諭において情報共有をし、今後の健康診断等の効果的な実施に努める。	学校教育課

③思春期保健の充実(性に関する意識啓発の促進)

- ・性に関する講演会や教員に対する研修会等を実施することで、児童生徒の性に関する知識の定着を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
性教育講演会	思春期の子どもたちが性に関する適正な知識を身につけられるよう、各小・中学校において、性に関する授業や講演会を行う。	指導室

④薬物・飲酒・たばこなどに対する意識啓発

- ・薬物乱用防止教室の開催などにより、薬物・飲酒・たばこなどに対する意識を啓発します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
薬物乱用防止教室	各小・中学校において、薬物乱用防止教室を開催し、意識啓発を行う。	指導室

3. 食育の推進と安全な学校給食

①食に関する指導の充実・食を大切にす意識の醸成

- ・食に関する授業（各小・中学校全学年）を行うとともに、給食時指導や保護者への啓発に努めます。
- ・児童生徒の望ましい食習慣の形成と食を大切にす意識を醸成するために栄養教諭や学校栄養職員、養護教諭等との連携・協力により食に関する指導の充実を図ります。
- ・学校・家庭・地域が連携して食育の推進を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
保護者参加型授業 (食育事業)	全小・中学校へ栄養教諭を派遣し、保護者参加型の授業等を実施し、啓発に努める。	指導室
年間計画作成と巡回指導 (食育事業)	年間計画作成するとともに、栄養教諭がすべての学校に年3回以上は訪問し、食に関する指導を行う。	指導室
学校農園事業	町内小学校ごとに学校農園で地元の特産作物を栽培・収穫作業をし、生産体験による食育を推進する。	学校教育課

②給食を通した食育の推進

- ・給食を通して、食生活が食に係わる人々の様々な活動に支えられていることや、自然の恩恵の上に成り立っていることの理解を深めます。
- ・給食を摂りながら、実際の場面で、会食のマナーや感謝の気持ちを育てます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
食育推進事業	学校給食を通して食料の生産流通や地域の食文化及び適正な食生活の理解を深めるため給食だよりを発行する。	給食センター
給食指導事業	学級活動の時間に給食センターの調理員や町農業振興課、農協の職員や茨城大学農学部教員・学生をゲストティーチャーとして招き、発達段階に応じた食に関する指導を行う。	指導室

③安全で美味しい給食の提供

- ・町給食センターにおいて、食品検査・ふきとり検査の実施（年2回）、衛生研修会の実施（年2回）、食材及び調理品（1日2品目）の放射能検査を実施し安全な給食を提供します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
給食衛生管理業務	安全・安心な給食提供のため、各種検査等を実施し衛生管理を行う。	給食センター

④学校給食における地産地消の推進

- ・地域の産物を学校給食に活用し、給食の時間等における食に関する指導を通して、地域の食文化や地域の食料生産、流通、消費等に対する児童生徒の理解に努めます。
- ・茨城県産の食材使用率50%以上を目指し、地場産物の使用品数の拡大を図るとともに、地場産野菜等の収穫時期を生産者と協議し、地産地消を献立に取り入れます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
地産地消事業	地場産物を活用した学校給食を実施し、児童生徒に生産者の理解や食に関する親しみを醸成する。	給食センター

4. 運動部活動の促進

①運動部活動の推進

- ・中学校の生徒が関東大会以上の大会に出場する際は経費の一部を町が補助するなど、生徒のスポーツ技能向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図ります。
- ・スポーツの楽しさや喜びを味わい、学校生活を豊かにする運動部活動の充実を図るため、運動部活動を取り巻く環境の整備に努め、魅力ある運動部活動となるよう努めます。
- ・スポーツによる健全な心技体を育成し、学校生活をより豊かにするため、運動部活動の支援・充実を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
中学生アスリート支援事業（大会出場補助金）	関東大会以上の公式大会に出場した中学校に対して大会参加経費の一部を支援（補助）する。	学校教育課
運動部活動推進事業	連帯感や責任感を育み、健全な精神を育成するために、複数顧問を配置する。	指導室

②指導者の育成と資質向上

- ・生徒の体力・技術の向上とともに、運動に対する意識の向上や運動を通して身につけるべき望ましい態度・マナー等の定着のために、指導者の資質の向上と育成を図ります。
- ・生涯学習支援ボランティアの育成と合わせて、体育協会やスポーツ少年団等の関連団体と連携して指導者の育成を図ります。

□主な事業□

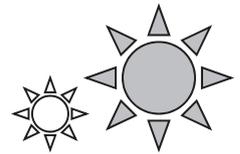
事業名	内容	担当課
スポーツ推進委員支援事業	町の生涯スポーツの現状について検討・協議を諮り、更なるスポーツ事業の推進を図る。	生涯学習課
(再掲) 体育協会・スポーツ少年団事業	体育を通して町民の生活を豊かにするため、町民体育の振興と、各競技団体の育成強化を図る。	生涯学習課

③外部指導者の活用と活動支援

- ・学校が必要とする支援を行うために、地域住民ボランティアが活動しやすいよう環境を整えます。
- 【再掲】
- ・地域人材の活用を図り、外部指導者の発掘とその活動に対する支援を行います。
 - ・学校のニーズを的確に把握して、関連団体と連携した外部指導者の活用を図ります。
 - ・スポーツに対する児童生徒の意識向上やスキルアップを図るため、トップアスリートによる指導を行います。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
トップアスリートスポーツ教室事業	一流アスリートからの直接指導によるスポーツ教室を開催する。	生涯学習課
達人バンク推進事業 (人材バンク)	達人バンクや保護者のネットワークを活用して、専門的な知識をもつボランティアを活用する。	生涯学習課



第3節 勤労観・職業観を育てる教育の推進

■未来の姿■

児童生徒が、将来に夢をもち、自らの未来を描いています。

目標指標（未来の姿を実現するための指標）		平成 28 年度 （現況値）	平成 34 年度 （目標値）
1	将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合 《将来の夢や目標をもっている児童生徒》「全国学力・学習状況調査」	80.5%	85.0%
2	職業体験協力事業所数 《各中学校で実施する職業体験への協力事業所の平均》	平均 31 事業所	平均 50 事業所

■取組方針■

産業・経済の構造変化や雇用の多様化などが進むなか、より早い段階で勤労観、職業観を醸成するとともに、児童生徒一人一人が自らの責任でキャリアを選択していくことができるよう、職業体験などを通じた職業教育、キャリア教育を促進します。

■具体的施策■

1. キャリア教育・職業教育の充実

①キャリア発達に繋がる多様な体験学習の充実

- 小・中学校における、特別活動や自然体験活動、職場体験活動、ボランティア活動などの多様な体験学習を充実させることで、キャリア教育を推進します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
キャリア教育推進事業	年間指導計画に基づき、各学校において多様な体験学習を取り入れたキャリア教育を行う。（職業についての調べ学習、多様な職業の方の話を聞く会、職場体験学習等）	指導室

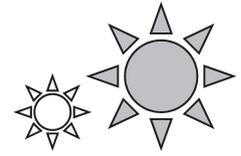
②中学生社会体験事業の推進

- 中学生の社会体験として、地域の職場、商工会等との連携を図り、職場体験学習を充実・推進します。
- 町内及び近隣の事業所からの協力を得て、地域の職業・職場についての関心と理解を高めます。そのなかで、地域社会で他人との係わりや思いやり、社会のルール等を学ぶ機会をつくります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
職場体験学習 （中学生社会体験事業）	中学校第2学年において、地域の事業所の協力を得て、職場体験学習を実施する。	指導室
職場体験ガイドブックの活用 （中学生社会体験事業）	職場体験ガイドブックをもとに、電話の対応やあいさつの仕方等、社会のルールを学ぶ機会の充実を図る。体験活動の内容を共有する場を設けることで、様々な職業への理解を深める。	指導室

第4節 生徒指導の充実



■未来の姿■

児童生徒が、不安や悩みを気軽に相談できる体制が整っています。

目標指標（未来の姿を実現するための指標）		平成 28 年度 （現況値）	平成 34 年度 （目標値）
1	不登校児童生徒の割合 《年間 30 日以上欠席する児童生徒の割合》県「生徒指導等問題行動調査」	1.7%	1.2% 以下
2	「自分にはよいところがある」と答えている児童生徒の割合 《児童生徒の自己肯定感》「全国学力・学習状況調査」	61.2%	65.0%

■取組方針■

社会経済情勢の変化に伴い子ども達が抱える心配や悩みは複雑化していることから、児童生徒が抱える様々な課題に積極的に対応できるよう、生徒指導の体制充実に努めます。また、いじめや不登校などの問題に対しては、不安や悩み、ストレスなどの緩和を図ることが大切であることから、学校、スクールカウンセラー、教育相談センター※（やすらぎの園）の連携により、相談体制の充実を図ります。

※教育相談センター：本町の児童生徒を対象に、不安や悩みについての教育相談を行うとともに、適応指導教室において、児童生徒の学校への適応性を図りながら、安心できる環境のなかで自信を回復し、自立心を育む援助指導を行っている。また、そのための研修を実施する機能をもつ。

■具体的施策■

1. 積極的な生徒指導

①個々の学校に適した指導体制の確立

- ・時代の変化により、複雑化・多様化する児童生徒をめぐる様々な課題に対して、その地域・学校の実態に即して学校の方針・規準を明確にした指導の体制を確立します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
組織的な指導体制の構築 （生徒指導推進事業）	各学校長の経営方針のもと、児童生徒の実態に沿った組織的な指導体制を構築する。報告・連絡・相談・記録等を適切に行うことで、組織として明確な対応ができるよう努める。	指導室

②個々の児童生徒の問題に対応したきめ細かい生徒指導

- ・児童生徒一人一人の特性や成長に応じて、それぞれの抱える問題に対応し、きめ細かい指導を行います。
- ・児童生徒の実態に応じて、個別の対応ができるような教員の指導力の向上と学校の組織的な指導体制の確立を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
支援計画・指導計画の作成 （生徒指導推進事業）	個別の支援計画等を作成し、全職員で共通理解しながら、声かけを行う。 個別の指導計画や個別の支援計画を基に支援が必要な児童生徒のケース会議等を行い、全職員で共通理解して指導を行う。	指導室

③健全な学級運営・学校運営の支援

- ・健全でスムーズな学級運営・学校経営の支援のために、複数の教員によるきめ細かな指導を行うなど実態に合わせて、助言・指導や人的整備を行います。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
生徒指導主事加配事業	少人数指導やチームティーチング（TT）、不登校や生徒指導加配など学校の課題に対する教員の配置を行い、一人一人の児童生徒に指導助言を行う。	指導室

④家庭・学校の連携強化

- ・学校、家庭、地域社会、関係機関等が連携して、児童生徒一人一人の特性や成長に合わせた支援を行います。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
家庭教育座談会事業	各小・中学校において、子育てについて学んだり話し合ったりする機会をつくり、家庭教育を支援する。	生涯学習課
学校便り・学級通信発行	各種通信等の発行により、保護者や地域に向けた開かれた学校づくりに努める。	指導室

2. 相談体制の充実

①スクールカウンセラーの配置と効果的な活用

- ・公立小・中学校スクールカウンセラー配置事業として、拠点校方式ですべての中学校と1小学校にスクールカウンセラーが配置されている状況を踏まえ、町内のすべての小学校に、定期的に派遣できる体制を充実させます。
- ・スクールカウンセラーに求められる役割は時代潮流により複雑化・多様化していることから、児童生徒、保護者、教員が相談しやすいよう、効果的な活用を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
スクールカウンセラー配置事業	各中学校及び本郷小学校にスクールカウンセラーを配置する。それ以外の小学校にも学期に1回以上スクールカウンセラーを派遣して、カウンセリング等を行う。派遣回数の少ない学校には、中学校のスクールカウンセラーへ適宜相談できるようにするなど、効果的な活用を促す。	指導室

②学校における日常的な相談体制の充実

- ・教育相談に関する教員研修の充実により、各学校における日常的な教育相談の体制の強化を図ります。
- ・いじめや不登校等、児童生徒の問題行動の未然防止、早期発見、早期解決を図るため、日常的な相談体制の充実を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
教育相談センター研修事業	教育相談センター主催の研修（年間2回）に教職員の積極的な参加を促し教育相談のスキルアップを図る。	指導室
生活アンケートの実施	すべての学校において実態に応じて、定期的なアンケートを学期に1回以上実施し、いじめ、不登校等の問題行動の早期発見に努める。	指導室

③教育相談センター（やすらぎの園）との連携強化

- ・各学校と町教育相談センター「やすらぎの園」との連携を強め、個に応じた対応と早期発見・早期対応に努めます。また、教育相談センター指導員の各種研修会への参加を促進し、研修を深めることに

より、その成果を町内各学校へ提供していきます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
教育相談センター相談員訪問事業	教育相談センターの職員が各学校を定期的に訪問し、教職員との連携を図りながら、いじめ・不登校等の問題行動の未然防止、早期発見に努める。また県教育委員会の研修にも積極的な参加を促す。	指導室

3. 教育相談センター（やすらぎの園）の充実と活用

①支援が必要な児童生徒の早期発見と早期対応

- ・学校との連携を深め、支援が必要な児童生徒を早期に発見し、個に応じた適切な支援を行います。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
生徒指導主事研修会	例月の生徒指導主事研修会に教育相談センターの所長も出席し、情報の共有、早期発見に努める。	指導室

②スクールソーシャルワーカーの配置と効果的な活用

- ・社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカーを小・中学校に派遣し、支援を必要としている児童生徒、保護者に対する支援を行います。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
スクールソーシャルワーカー派遣事業	要請のあった学校にスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、福祉的な視点や手法による支援を行う。	指導室

③相談体制の充実と関係機関の連携強化

- ・電話による相談、来所相談、家庭訪問による相談、学校との連携など多様な相談機能を生かすとともに、医療関係や各種の関係諸機関との連携を強化します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
教育相談センター検討委員会	対応が困難な児童生徒の対応については、教育相談検討委員会を開き対応を検討する。教育相談センターのスーパーバイザーとして精神科の医師に出席していただき、効果的な支援の仕方について助言を受ける。	指導室

④教育相談センター機能の周知

- ・町広報紙・ホームページに教育相談センターの情報を掲載し、その機能について広く周知を図ります。
- ・教育相談センターのパンフレットを作成し、小・中学校に配付します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
教育相談機能の周知（教育相談センター事業）	町ホームページにおいて、教育委員会からリンクし、電話、メールでの相談ができることなど、教育相談センターの機能について周知を図る。また、当センターについて作成したパンフレットを小・中学校に配付する。	指導室

3章 社会全体での教育力の向上

3章 社会全体での教育力の向上

■施策の体系■

基本方針	具体的施策の内容
第1節 開かれた学校づくりの推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域人材の積極的な活用 2. 地域に向けた情報の発信
第2節 家庭の教育力の醸成・向上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭教育の充実 2. 乳幼児期からの家庭教育の支援
第3節 地域の教育力の醸成・向上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子ども会育成会との連携 2. 青少年健全育成・体験活動 3. 学校教育への支援体制の充実
第4節 誰もが平等に社会参画できる教育の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人権教育の推進 2. 男女共同参画社会の形成



家庭の教育力・地域の教育力

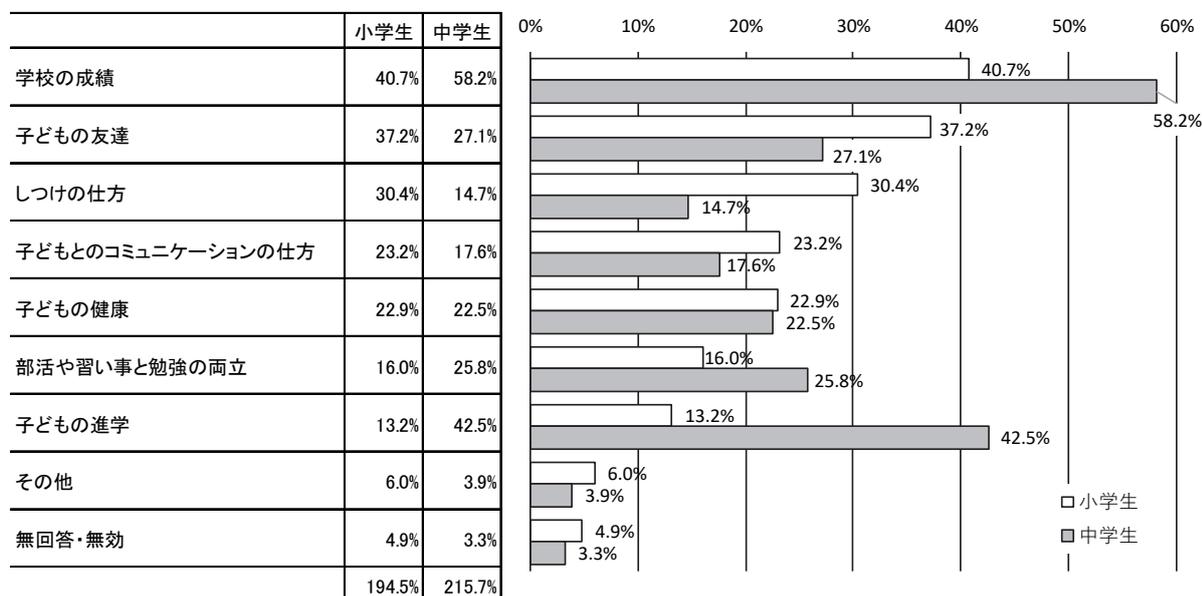
家庭環境の多様化や地域社会の変化により悩みや不安を抱えている子育て家庭を支援していくために、家庭と地域、学校が繋がりを深め、地域社会全体の教育力の向上を目指していくことが必要です。

■「阿見町教育振興基本計画 後期基本計画」策定に係るアンケート調査（H28）

阿見町の学校教育で取り組んでいる項目についての満足度ランキング〔3章に關係する項目〕

	1	2
小学生保護者	学校と地域との交流や 地域の人材の有効活用	家庭教育向上の支援 (家庭教育学級など)
中学生保護者	学校と地域との交流や 地域の人材の有効活用	家庭教育向上の支援 (家庭教育学級など)
教職員	学校と地域との交流や 地域の人材の有効活用	家庭教育向上の支援 (家庭教育学級など)

保護者が子どもの教育や学校生活について特に気になる悩みはあるか。(保護者対象アンケート) *複数回答

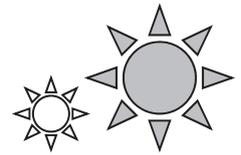


■重点事項■

★1 地域ぐるみで進める家庭の教育力，地域の教育力の向上

- ・乳幼児期からの家庭教育や就学前教育の重要性を踏まえた支援の充実
- ・児童生徒の生き抜く力をサポートする学校支援ボランティアの養成
- ・コミュニティ・スクール導入に向けた計画的な準備

第1節 開かれた学校づくりの推進



■未来の姿■

小・中学校は地域にとって身近な学校として親しまれています。

目標指標（未来の姿を実現するための指標）		平成28年度 （現況値）	平成34年度 （目標値）
1	地域の方が参加できる学校公開日の平均日数 《町内の小・中学校で、1年間で行う学校公開日の平均日数》	平均 10日/年	平均 12日/年
2	地域や社会で起こっている問題や出来事に関心をもつ生徒の割合（中3） 《社会貢献や社会参加に対する意識醸成の状況》「全国学力・学習状況調査」	72.4%	75.0%
3	今住んでいる地域の行事に参加していると答えた児童生徒の割合 《地域への愛着》「全国学力・学習状況調査」	65.0%	70.0%

■取組方針■

学校の地域拠点としての役割を見直すとともに、地域全体の教育力向上を図る観点から、地域に開かれた学校づくりを目指します。

また、地域との多様な交流を促進しながら、地域人材の積極的な活用と地域に向けた情報の発信に努めます。

■具体的施策■

1. 地域人材の積極的な活用

①地域住民との交流促進

- ・学校と地域住民や様々なボランティア団体等を繋ぐためのコーディネーターの育成に取り組みます。
- ・地域住民との交流と地域人材の活用を図るため、地域住民の協力を得ながら休業日の学校施設開放や、社会体験活動などの学社連携事業、土日や放課後の子どもの居場所づくり事業の推進を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
コーディネーターの育成 （ふれあい地区館事業）	ふれあい地区館事業の推進において、各地区の役員に学校・地域・ボランティア等を繋ぐコーディネーター役を担っていただく。（24人）	生涯学習課
地域交流活動 （ふれあい地区館事業・学社連携事業）	ふれあい地区館事業や学社連携事業において、地域住民の協力を得ながら、社会体験活動・スポーツ交流・移動学習など地域住民との交流促進を図る。また、休業日の学校施設開放については、体育館の全日（年末年始を除く）開放を実施する。	生涯学習課

2. 地域に向けた情報の発信

①学校評議員制度の活用促進

- ・小・中学校で学校評議員会を年3回開催し、学校運営に関する意見を聴取します。
- ・学校評議員制度を活用して、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学校評議員配置事業	すべての小・中学校において、各5人の学校評議員を配置するとともに、年3回学校評議員会を開催し、学校運営に生かす。学校と学校評議員との連携を密にし、地域に開かれた学校づくりを推進する。	指導室

②学校ホームページの充実などによる情報発信

- ・各学校のグランドデザイン（学校経営方針）や学校評価など、学校における様々な情報を積極的に発信します。
- ・地区の回覧や学校のホームページを利用して、学校だよりを地域へ発信していきます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学校ホームページ等支援事業	ホームページの更新業務などについては、学校間の格差を是正するため、ICT支援員の配置等、現場の負担軽減に努める。	学校教育課 指導室
学校だより （学校情報の提供事業）	地区の回覧等を積極的に活用し、情報の発信に努める。	指導室

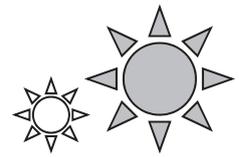
③教育委員会ホームページによる情報発信の充実

- ・町広報紙・ホームページへ町の教育情報を掲載します。
- ・町内の各学校の様子や学校評価等を積極的に公開します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
教育情報発信事業	町の教育情報を広報紙・ホームページに掲載する。	学校教育課 指導室

第2節 家庭の教育力の醸成・向上



■未来の姿■

家庭教育の支援により、保護者が安心して、自信をもって教育しています。

目標指標（未来の姿を実現するための指標）		平成28年度 （現況値）	平成34年度 （目標値）
1	家庭教育座談会の参加者数 《子育てについて学んだり話し合ったりする機会をつくる。》	3,113人/年	3,300人/年
2	家庭教育講演会の参加者数 《家庭教育の講演会を年1回実施する。》	23人	50人

■取組方針■

家庭の教育力の低下が課題になっていることから、家庭の状況に応じた支援に取り組むとともに、PTAと連携した家庭教育力の向上を目指します。

また、家庭教育の支援は就学前から実施することが望ましいとの観点にたち、乳幼児期からの切れ目ない支援に取り組みます。

■具体的施策■

1. 家庭教育の充実

①家庭教育のための学習機会の提供

- ・家庭教育に関する学習機会の提供として、講演会や学習会など（県教育委員会作成の「家庭教育ブックつばさ」など関連資料を有効に活用しながら）保護者に対して学びの場、相談の場、または、繋がり場の場を提供します。また、教育月間には、「教育の日」として広く町民を対象に、教育講演会などの学ぶ機会を提供します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
（再掲）家庭教育講演会	家庭における教育力の向上を目指し、家庭教育講演会を実施する。	生涯学習課
（再掲）家庭教育啓発事業	子どもとの接し方や教育の仕方を身につけられるよう、1歳6か月児健診・3歳6か月児健診時にリーフレットを配付、出生届提出者へパンフレットを配付、家庭教育啓発ポスターを配付する。	生涯学習課
（再掲）教育の日開催事業	家庭教育に注力した講演会を開催する。	生涯学習課

②PTA活動と連携した家庭教育

- ・家庭教育の支援として、各小・中学校に家庭教育座談会を設置し、PTA活動とそれらを繋げるPTA連絡協議会の活動支援を通して、PTAで取り組んでいる家庭教育を支援します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
家庭教育座談会事業	各小・中学校において、家庭教育座談会など子育てについて学んだり話し合ったりする機会をつくり、家庭教育を支援する。	生涯学習課

2. 乳幼児期からの家庭教育の支援

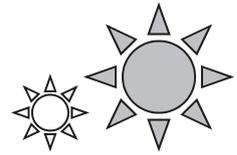
①就学前教育への支援

- ・家庭教育支援は、小学校に入学する以前から始まっているとの認識にたち、さわやかセンターや地域子育て支援センターとの連携を図りながら、妊娠期から乳幼児期の保護者を対象にした家庭教育に関する講座、講習会、セミナーなどの開催を検討します。
- ・妊婦や未就学児の保護者に対して、児童福祉施設などを活用し、育児に関する情報や情報交換の場、学びの場、子育て支援の場（ブックスタート事業）を提供します。
- ・障害のある子どもをもつ保護者に対しては、早期療育を目的に必要な指導と相談支援を行います。
- ・経済的理由で就園困難な家庭に対して費用を負担するなど支援を行います。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
(再掲) 家庭教育講演会	家庭における教育力の向上を目指し、家庭教育講演会を実施する。	生涯学習課
(再掲) 家庭教育啓発事業	子どもとの接し方や教育の仕方を身につけられるよう、1歳6か月・3歳6か月児健診時にリーフレットを配付、出生届提出者へパンフレットを配付、家庭教育啓発ポスターを配付する。	生涯学習課
ファミリーサポートセンター事業	地域の育児に関する相互援助活動（預ける人、預かる人両方が会員になり有償で援助するシステム）により、安心して子どもを育てる環境づくりを目指す。	子ども家庭課 社会福祉協議会
地域子育て支援センター事業	未就学児対象の子育て支援拠点である地域子育て支援センターにおいて、遊びを通して親子が交流できる場を提供するとともに、育児情報の提供や子育て相談を行う。	子ども家庭課
つぼみ教室（障害児療育事業）	障害のある未就学児童の早期療育を支援するつぼみ教室を実施する。親子で参加する遊びを通し、子どもの発達に応じて成長できるよう支援する。	社会福祉課
マタニティクラス（母子保健事業）	妊婦や、その家族が安心して出産・育児に取り組めるように、妊娠中の過ごし方、出産・育児に関する講義、演習を行う。（さわやかセンターにおいて各3回、年3コースで実施）	健康づくり課
(再掲) 幼稚園就園奨励費補助金交付事業	公立・私立幼稚園間の負担格差を是正するため、家庭の所得状況に応じて補助金を交付し、保護者の経済的負担の軽減を図る。	学校教育課
ブックスタート事業	乳幼児のころから本に触れる機会をつくることで、本に親しむきっかけとなるよう、4ヶ月児健診時にブックスタートバックの手渡しと絵本の読み聞かせを行う。	図書館

第3節 地域の教育力の醸成・向上



■未来の姿■

地域住民が一体となり、地域の子ども達の教育を支援しています。

目標指標（未来の姿を実現するための指標）		平成 28 年度 （現況値）	平成 34 年度 （目標値）
1	達人バンクの活用件数 《町の紹介により達人バンク登録者が地域・学校・講座等に活用された件数》	86 件/年	100 件/年
2	学社連携事業数の開催回数 《学社連携事業により町内で行われた連携事業の開催回数(教育委員会関連事業)》	201 回/年	225 回/年

■取組方針■

少子高齢化、人口の減少などが深刻化し、地域住民が一体となった地域づくりの重要性が高まっていることから、地域の教育力向上の支援を図ります。そのため、PTA 活動、子ども会活動などの支援強化に努めます。

また、本町の次代を担う青少年が、地域に貢献し活躍する場の提供や健全育成を推進します。

さらに、地域ぐるみの子育てを推進していく観点から、地域住民が学校行事や学校の安全づくりなどに積極的に参画し支援できるよう、行政区など地域コミュニティとの連携や地域ボランティアの養成など、学校教育への支援体制の充実に努めます。

■具体的施策■

1. 子ども会育成会との連携

①子ども会育成会との連携

- ・子ども会育成連合会が開催する講演会や研修会、スポーツ大会などの各種事業を支援して、地域が連携して一体となるしくみを整えます。
- ・子ども会育成会活動への支援により、地域の教育力向上を目指します。
- ・子ども会育成連合会主催の球技大会やバドミントン大会、野外体験活動などの事業を継続して支援し、学区を越えたネットワークづくりを推進します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
球技大会・バドミントン大会実施事業（子ども会育成連合会支援事業）	子ども会育成連合会を通して、球技大会、バドミントン大会の開催を行い、地域住民の理解と協力を高めて、児童福祉の増進を図る。	生涯学習課
野外体験活動事業（子ども会育成連合会支援事業）	子ども会育成連合会を通して、子どもたちの社会参加や地域の人々とのふれあいを深めるための野外体験活動、心身ともにたくましく育成する活動を支援する。	生涯学習課
花いっぱい運動推進事業	いきいき茨城ゆめ国体を契機として、地域住民や児童生徒の環境美化に対する関心、意欲を高め、きれいな地域づくりを促進するため、花いっぱい運動推進事業を実施する。	国体準備室

②地域の教育力向上のための多様な連携

- ・社会教育関係団体、役場、警察署、消防署、地域住民など様々な団体・個人が事業に係わり、連携して地域の教育力の向上を目指します。
- ・子どもたちの多様な体験活動の機会を提供するために、「学校と地域」、「家庭と地域」が連携した事業を展開します。
- ・放課後子ども教室について、地域の協力を得ながら全小学校で実施します。
- ・ゲストティーチャー（地域の人材）を活用した授業への協力者数（延べ人数）の拡大を目指します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
（再掲）野外体験活動事業 （子ども会育成連合会支援事業）	子ども会育成連合会を通して、子どもたちの社会参加や地域の人々とのふれあいを深めるための野外体験活動、心身ともにたくましく育成する活動を支援する。	生涯学習課
放課後子ども教室事業	地域住民の参画を得てさまざまな体験活動や交流活動を実施し、子どもたちの成長を支援・推進することを目的に、小学校児童を対象に「放課後子ども教室」を実施する。	子ども家庭課
ゲストティーチャー活用事業 （学社連携事業）	総合的な学習の時間等に、ゲストティーチャー（GT）（地域の人材）を活用した授業を実施する。	生涯学習課

2. 青少年健全育成・体験活動

①青少年の健全育成

- ・青少年相談員による相談事業や地区巡視、青少年育成阿見町民会議によるあいさつ声かけ運動など、県・他市町村と連携しながら、地域住民の手による青少年の健全育成活動を支援します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
町内パトロール事業	町内の公園・街頭等を青少年相談員でパトロールし、見守り活動を日常的に実践する。	生涯学習課
（再掲）あいさつ声かけ運動事業	道徳教育の一環として、各小・中学校において、地域の大人同士、子ども同士が円滑なコミュニケーションを図りながら、春、秋の年2回実施する。	生涯学習課

②体験活動の充実

- ・地域住民や団体によって自然体験（野外体験、観察会など）、社会体験（ボランティアなど）、各種教室（料理教室、創作教室、スポーツ教室など）等、学びの場やふれあいの場を設けることにより、小・中学校の授業での体験活動の支援を行うとともに、休日などには豊かな体験活動の機会を提供します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
自然観察事業	ふれあい地区館事業を通じて、野鳥観察など、子どもが自然にふれあう体験活動を支援する。	生涯学習課
少年少女チャレンジ教室	児童を対象とした創作教室を年2回開催する。	生涯学習課
（再掲）トップアスリートスポーツ教室事業	一流アスリートからの直接指導によるスポーツ教室を開催する。	生涯学習課

3. 学校教育への支援体制の充実

①地域住民による学校支援ボランティアの養成

- ・子どもたちの多様な体験活動の推進，コミュニケーション能力の向上や規範意識の醸成を図るため，学校と地域住民や様々なボランティア団体を繋ぎ，地域に根ざした教育力を促進します。
- ・大学生や地域住民等から学習支援ボランティアを募り，支援を希望する小・中学校に配置します。
- ・研修会を企画したり情報交換の場を設定したりしながら，学校支援ボランティアの養成や資質の向上を図ります。
- ・退職教職員等の人材情報等の提供を積極的に行います。
- ・今後のコミュニティ・スクール導入に向けて，調査・研究を進めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学校支援ボランティアの養成	ふれあい地区館事業の三世代交流・奉仕作業等を通して学校の教育活動を支援する地域の人材を養成する。	生涯学習課
学びの広場サポート事業	学びの広場サポートプラン等で学習支援を行う。	指導室
再任用制度	学校教育を支援する人材を確保するため，退職教員を再任用する。	指導室
地域の人材活用事業	学校における体験活動に，ニーズに応じた地域の人材を紹介し活用する。	生涯学習課
コミュニティ・スクール導入事業	地域の状況などを勘察し，コミュニティ・スクール導入の準備をはじめめる。	学校教育課

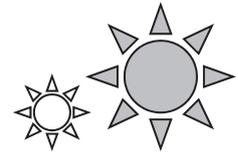
②達人バンク・学社連携事業の充実

- ・達人バンク制度や学社連携事業の充実など地域の人材を生かした学習支援体制を学校のニーズに応じて推進します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
達人バンク事業	地域の人のもつ技術・技能・知識等を町民の学習に活用するため，達人バンクに登録してもらう。（阿見町在住，在勤者を対象に登録）	生涯学習課
学社連携事業	豊かな知識や経験を有する地域人材を講師や支援者として学校へ招き，学校教育活動の充実を図るとともに，社会教育との融合を図る。	生涯学習課
（再掲）学校支援ボランティアの養成	ふれあい地区館事業の三世代交流・奉仕作業等を通して学校の教育活動を支援する地域の人材を養成する。	生涯学習課

第4節 誰もが平等に社会参画できる教育の推進



■未来の姿■

誰にも差別されることのない、すべての人の人権が尊重された地域社会が形成されています。

目標指標（未来の姿を実現するための指標）		平成 28 年度 （現況値）	平成 34 年度 （目標値）
1	他者尊重・他者理解 《自分と異なる意見や少数意見を大切にしている児童生徒》 「全国学力・学習状況調査」	93.0%	95.0%

■取組方針■

すべての人が差別されることのない地域社会を目指し、人権尊重の視点にたった人権啓発に取り組みます。また、児童生徒一人一人の人権尊重の精神を育成するため、人権教育を推進します。

さらに、男女共同参画社会の形成を目指し、男女共同参画の視点にたった学校教育を推進します。

■具体的施策■

1. 人権教育の推進

①人権教育の推進

- ・児童生徒の実態に応じて計画を作成し、学校の教育活動全体を通して人権教育を推進します。
- ・人権尊重や平和尊重の視点から中学生を対象に平和記念式典派遣事業を継続して実施します。
- ・教職員の人権教育に対する認識を深め、児童生徒に対する指導力の向上を図ります。
- ・教育講演会や人権講演会などの講演会事業を推進します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
（再掲）人権教育事業	社会に残存する差別を正しく受け止め、人権尊重のための知識、技術及び態度を養うための講演会を開催する。	生涯学習課
人権教育推進事業	各学校において人権教育の全体計画、年間指導計画を作成し、人権教育を推進する。	指導室
（再掲）平和記念式典派遣事業	中学生を広島平和記念式典に派遣し、原爆被爆死没者への追悼の意を表するとともに、戦争の悲惨さ・平和の意義を正しく継承する施策の実施・人材育成を行う。 （平和教育の一環として、毎年、各中学校2名の生徒を町の広島の平和記念式典に派遣し、その体験を各校の全校生徒に向けて発表する。）	指導室
人権室訪問事業	茨城県人権室の訪問指導を定期的実施する。	指導室

2. 男女共同参画社会の形成

①男女共同参画事業の推進

- ・性別に係わらずお互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を目指した教育を推進します。
- ・子どものころからの男女平等教育が重要であることから、学校教育全体を通して、男女平等の視点にたった教育の充実が図られるよう、指導の充実に努めます。
- ・社会科や家庭科、道徳、特別活動などにおいて、男女平等、男女共同参画の理解を促す教育の推進に努めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
男女共同参画センター事業	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画社会の形成を目指した教育を推進する。	町民活動推進課
男女共同参画の視点にたった教育事業	学校教育活動全体を通して、性別にとらわれずに互いを尊重し合う、男女共同参画社会の形成を目指した教育を推進する。 人権教育の年間計画を基に、男女の分け隔てなく、一人一人の個性を生かした教育が行われるように、学校全体で取り組む。	指導室

4章 安心・快適で質の高い教育環境の創造

4章 安心・快適で質の高い教育環境の創造

■ 施策の体系 ■

基本方針	具体的施策の内容
第1節 安全・安心な教育環境の整備・強化	1. 危機管理体制の確立 2. 防災教育の強化 3. 耐震等施設整備の充実 4. 防犯・交通安全対策の強化
第2節 質の高い教育環境の整備充実	1. 学校情報化の推進 2. 学校施設・設備の充実
第3節 時代の進展に対応した教育環境の整備	1. 小・中学校の教育環境と適正配置の検討

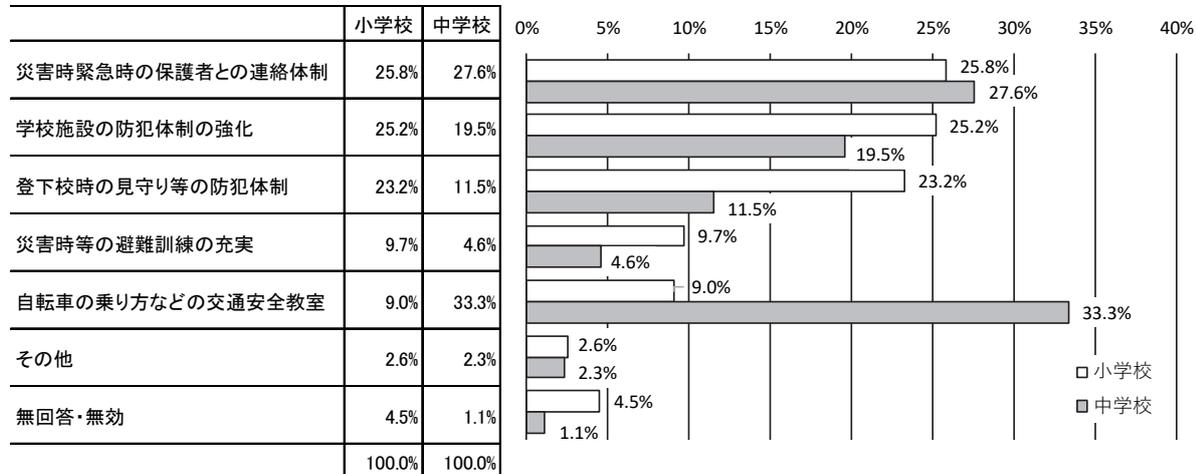


学校における安心で快適な教育環境を整備するには、児童生徒が災害や危険に対して主体的に安全な行動がとれるよう安全教育を行うとともに、安全で質の高い施設整備を図る必要があります。また、多様化する学習活動に適応することも重要です。

■「阿見町教育振興基本計画 後期基本計画」策定に係るアンケート調査（H28）
阿見町の学校教育で取り組んでいる項目についての満足度ランキング〔4章に關係する項目〕

	1	2	3
小学生保護者	緊急時の保護者との連絡体制	避難訓練や防災教育、 学校の防災体制	通学路の 安全確保対策・交通安全教育
中学生保護者	緊急時の保護者との連絡体制	避難訓練や防災教育、 学校の防災体制	通学路の 安全確保対策・交通安全教育
教職員	緊急時の保護者との連絡体制	避難訓練や防災教育、 学校の防災体制	通学路の 安全確保対策・交通安全教育

勤務している学校の安全な教育環境づくりで、特に力を入れてほしいものはあるか（教職員対象アンケート）



■重点事項■

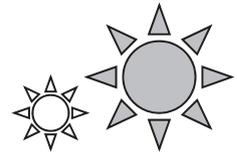
★1 安全・快適かつ質の高い教育環境の形成

- ・ 防災・安全教育の充実と児童生徒の危機管理能力の育成
- ・ ソフト・ハード両面からの通学路の安全確保・防犯対策の推進
- ・ 快適な教育環境の整備と質の高い教育設備・教材等の導入

★2 小・中学校の教育環境と適正配置の検討

- ・ すべての児童生徒に平等な教育環境を提供するための小・中学校の適正配置の継続的な検討

第1節 安全・安心な教育環境の整備・強化



■未来の姿■

学校での危機管理体制が確立され、安全・安心な教育環境が整備されています。

目標指標（未来の姿を実現するための指標）		平成 28 年度 （現況値）	平成 34 年度 （目標値）
1	防災避難訓練の実施 《町内小・中学校で年間に行う防災避難訓練の回数》	3回/年 以上	3回/年 以上
2	防犯教室等の実施率 《各学校における防犯教室等の実施率》	100%	100%
3	緊急メールの登録率 《緊急メールに登録している児童生徒の割合》	95%	100%

■取組方針■

児童生徒の生命を守る安全な学校を目指し、緊急情報システムの充実など小・中学校の危機管理体制の確立に努めます。

また、東日本大震災及び福島原子力発電所の事故などを教訓に、放射能対策と放射能に対する正しい知識の定着を図ります。

さらに、児童生徒が災害に対応できる力を身につけるため、総合的な防災教育を推進するとともに、災害時において地域の防災拠点となる学校施設の整備充実を図ります。児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校内外を含めた防犯・交通安全対策の充実に努めます。

■具体的施策■

1. 危機管理体制の確立

①緊急情報システムの充実（メール配信システムの機能強化）

- ・小・中学校や教育委員会から保護者に、より早く正確に防災、防犯、学校に関する情報が届くよう、保護者宛のメール配信システムの登録率 100%を目指すとともにその充実を図ります。
- ・町内各学校に災害時における通信手段確保のための災害時用公衆電話を設置しています。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学校連絡メール配信事業	教育委員会や学校から保護者に向けての緊急連絡などを、学校からだけでなくあらゆる場所から速やかにメールで配信する。	学校教育課
阿見町メール配信サービス（あみメール）	災害・防犯情報などの緊急情報や阿見町の様々な行政情報をメールで発信する。	情報広報課

②個々の学校の環境に対応したきめ細かい災害対策の検討

- ・「学校防災推進委員会」を設置し、研修会を開催するとともに、各学校で「学校防災連絡会議」を設置し、地域と連携した避難訓練等を実施します。
- ・学校ごとの危機管理体制の充実を図るため、学校毎の防災マニュアルなどの情報を教職員、保護者が共有し、有事の際に的確に行動し児童生徒の安全を確保できるよう、周知徹底を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学校防災対策事業	学校防災に関する研修会や地域と連携した避難訓練等を実施し、各学校の危機管理体制の充実を図る。	学校教育課

2. 防災教育の強化

①防災教育の強化

- ・災害の被害を最小限に抑えるため、児童生徒に対して、地震・台風などの自然災害についての十分な知識を身につけさせるとともに、日ごろの備えや、災害時に取るべき基本的な行動についての啓発を図るなど、防災教育の強化に努めます。
- ・防災の日及び防災週間を中心に、防災訓練や防災に関する啓発に努めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
防災教育	社会科、理科、総合的な学習の時間等において自然災害についての知識を身につけさせ、日ごろの備えや災害時に取るべき行動についての理解を深める。	指導室
防災避難訓練	学期に1回以上の避難訓練を実施するなど、学校教育活動全体を通して、防災への意識を高める取組を実施する。	指導室

3. 耐震等施設整備の充実

①学校施設の耐震化の推進

- ・本町では、平成25年度から平成28年度にかけて小・中学校の耐震化に取り組み、現在の耐震化率は100%となっています。屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策については、平成27年度から取り組み、平成30年度までに完了を目指します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学校施設耐震化事業	全小・中学校校舎・体育館の耐震化は完了。非構造部材の改修は平成29年度～平成30年度で終了する。	学校教育課

②学校施設の安全性強化

- ・児童生徒が学校で安全に過ごせるよう、計画的な保守点検を行い、小・中学校の各種施設の適正な維持管理に努めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学校施設管理事業	学校施設の維持のために、各設備の管理を委託する。	学校教育課

③学校の防災拠点としての機能充実

- ・小・中学校に防災倉庫と防災井戸を整備するとともに、全中学校に太陽電池と組み合わせた非常用電源を設置します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
災害時用非常電源整備事業	小・中学校に防災倉庫と防災井戸（阿見小以外）の整備。 全中学校に太陽光発電による非常用電源を設置する。	学校教育課

4. 防犯・交通安全対策の強化

①防犯意識の高揚

- ・牛久警察署の協力により、避難訓練と合わせて防犯訓練を実施します。
- ・各小学校で「子どもを守る110番の家」の登録を募り、誘拐・わいせつ行為などの犯罪や声かけ事案等の不審者から子どもたちを守ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
防災避難訓練	定期的に避難訓練を実施するとともに、すべての小・中学校で不審者対応の避難訓練を実施する。	指導室
子どもを守る110番の家	町内の各家庭に「110番の家」への登録を促し、不審者から子どもを守る活動に協力してもらう。	指導室 学校教育課
（再掲）学校連絡メール配信事業	教育委員会や学校から保護者に向けての緊急連絡などを、学校からだけでなくあらゆる場所から速やかにメールで配信する。	学校教育課

②学校安全ボランティア活動の推進

- ・小・中学校の防犯体制及び登下校時の見守りなど学校安全ボランティア（スクールガード）活動の推進に努めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
スクールガードリーダー事業	スクールガードリーダーが定期的に小・中学校を訪問し、学校の防犯強化に努める。	指導室

③交通安全教育の推進

- ・交通安全教室を行い、交通ルールを指導します。
- ・小学校児童に反射シール、中学校生徒に反射タスキを配付し、通学時の安全を確保します。
- ・中学校自転車通学者のヘルメット購入費の一部を補助するなど、自転車通学者の安全確保に努めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
交通安全教室	牛久警察署の協力のもと、すべての小・中学校で交通安全教室を実施する。	指導室
児童生徒の通学対策 （通学対策事業）	通学時の安全の確保のため、小学校児童に反射シール、中学校生徒に反射タスキを配付する。 自転車通学者の安全確保のため、中学校自転車通学者のヘルメット購入費の一部を補助する。	学校教育課

④学校周辺の交通環境の整備

- ・町道の維持・修繕を実施し良好な道路環境を確保します。
- ・安全な交通環境を確保するため、空き地の雑草刈取について、土地所有者に草刈依頼通知を郵送し、適正管理を指導します。
- ・児童生徒の登下校時等の安全確保を図るため、阿見町通学路安全推進会議で、通学路の危険箇所の対応などを協議するとともに、危険箇所の改善を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
通学路の安全対策 (通学対策事業)	通学路交通安全プログラムを策定し、通学路の安全対策に取り組む。牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、小・中学校、役場関係課による合同の通学路安全点検を毎年実施し、安全対策を実施する。	学校教育課
通学路交通安全プログラム	関係機関の連携により、通学路の合同点検を実施する。また、阿見町通学路安全対策推進会議において、通学路の安全対策を検討・実施する。	学校教育課

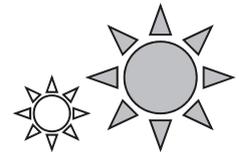
⑤防犯設備の適切な管理

- ・小・中学校の防犯カメラで録画した画像を適切に管理します。
- ・小学校の非常通報装置の保守点検を行います。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学校施設管理事業	小学校の非常通報装置の保守点検を行う。	学校教育課

第2節 質の高い教育環境の整備充実



■未来の姿■

児童生徒にとって、望ましい教育環境が整っています。

目標指標（未来の姿を実現するための指標）		平成 28 年度 （現況値）	平成 34 年度 （目標値）
1	長寿命化計画の策定率 《長寿命化計画の策定状況》	未策定	策定済
2	普通教室への空調施設の設置率 《普通教室への空調施設の設置》	45%	100%
3	学校施設の耐震化率・屋内運動場などの吊り天井落下防止対策率 《学校施設の耐震化率・屋内運動場などの吊り天井落下防止対策状況》	0%	100%

■取組方針■

進展するICT社会に対応していくため、情報セキュリティの強化に努めながら、積極的な学校情報化を推進します。また、学校施設は児童生徒が日中の長い時間を過ごす場であるとともに、地域の防災拠点としての役割もあることから、安全で快適に利用できる環境の整備、教育効果を高める設備の充実を図ります。

■具体的施策■

1. 学校情報化の推進

①学校のICT環境の整備充実【再掲】

- 児童生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ活用できるよう、各教室・コンピュータ教室・職員室に、教育用コンピュータ、校務用コンピュータ、電子黒板、デジタルテレビ等の整備、教育用ソフトの充実、校務支援システムの導入など学校のICT環境の整備充実に努めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
（再掲）ICT環境の整備 （ICT活用推進事業）	教育用コンピュータ、校務用コンピュータ、電子黒板、デジタルテレビ等の整備や教育用ソフトの充実、及び校務支援システムの導入などを行う。	学校教育課

②情報セキュリティ対策の推進

- 児童生徒や保護者に関する情報など学校で知り得た個人情報のコンピュータネットワーク上での使用については、機密性が重要であることから、情報の漏洩がないようシステム上の管理、運用上の管理の徹底を図ります。
- 小・中学校教員がセキュリティ上安全な状態を確保した上で、学校以外の場所で業務を行えるよう、機器・システムを整備します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
情報セキュリティ対策事業	学校情報セキュリティポリシーの導入により、ウイルス対策、フィルタリングの設定、無線LANのセキュリティ対策、セキュリティキーの採用などの必要な情報セキュリティ対策を実施する。	学校教育課
(再掲) 学校連絡メール配信事業	教育委員会や学校から保護者に向けての緊急連絡などを、学校からだけでなくあらゆる場所から速やかにメールで配信する。	学校教育課

2. 学校施設・設備の充実

①学習効果を高める設備の更新

- ・児童生徒が安全に学校生活を送れるよう、学校施設の維持管理を行います。
- ・施設・設備の中長期的な工事計画を策定し、空調設備やトイレの改修等を実施します。
- ・小・中学校の暖房設備の改修に合わせて、冷暖房設備への改修工事を行います。
- ・小・中学校体育館の照明のLED化を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学校施設維持管理事業	小・中学校施設の維持管理を行う。	学校教育課
学校施設改修工事事業	小・中学校の空調設備・トイレ改修工事及びバリアフリーに配慮した多目的トイレを整備する。	学校教育課

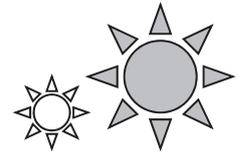
②バリアフリー化の促進

- ・小・中学校の中長期的な工事計画を策定し、バリアフリー化を促進します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
(再掲) 学校施設改修工事事業	小・中学校の空調設備・トイレ改修工事及びバリアフリーに配慮した多目的トイレを整備する。	学校教育課
学校施設長寿命化計画	学校施設長寿命化計画を平成31年度に策定する。	学校教育課

第3節 時代の進展に対応した教育環境の整備



■未来の姿■

児童生徒が集団生活のなかで切磋琢磨しながら成長できる環境が整っています。

目標指標（未来の姿を実現するための指標）		平成 28 年度 （現況値）	平成 34 年度 （目標値）
1	学校再編計画による再編後の小学校数 《学校再編計画に基づき再編を行った後の小学校数》	8校	5校

■取組方針■

少子高齢化の進展に伴い、児童生徒数が減少する一方、人口増加地区においては児童生徒数が急増している状況を踏まえ、阿見町全体として望ましい教育環境を確保するため、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（文部科学省）を踏まえ、義務教育施設の再編方針を検討します。義務教育施設の再編方針の検討にあたっては、透明性・公平性を担保するための情報提供・きめ細かな意見聴取に努めるとともに、地域会議や有識者を交えた検討組織の意見を十分に聞きながら進めていきます。

■具体的施策■

1. 小・中学校の教育環境と適正配置の検討

①適正配置の検討

- ・阿見町立学校再編計画に基づき、再編対象校の保護者、地域の方及び教職員と子ども達のより良い教育環境について、意見交換を行います。
- ・また、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（文部科学省）を踏まえ、必要に応じて現行の再編計画の見直しを検討します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学校再編事業	再編が決定している小学校は統合準備委員会を設置し具体的な検討を行う。その他の学校は、説明会、意見交換会を実施する。	学校教育課